三重県広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕



平成25年3月

三重県

《 目 次 》

はじめに	•••••	1
第1章 これまでの広域防災拠点の整備について	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2
(1)広域防災拠点整備の意義と求められる機能	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2
果の役割と広域防災拠点整備の意義	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2
) 県の果たすべき防災上の役割	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2
) 広域防災拠点整備の意義	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3
広域防災拠点に求められる機能と施設	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	4
広域防災拠点の位置づけ	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	5
(2) 広域防災拠点の整備状況	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	6
旧構想における広域防災拠点の整備の考え方	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	6
広域防災拠点の整備状況		8
公場の交換点の定備状況		O
第2章 社会情勢の変化と既往災害からの教訓		12
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	12
広域防災拠点を取り巻く社会情勢の変化	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	12
基本構想への反映	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	15
(2)東日本大震災等からの課題	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	16
東日本大震災における応急体制等の課題	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	16
その他の災害における課題	•••••	17
基本構想への反映	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	18
第3章 広域防災拠点施設等構想検討委員会における議論等		19
	•••••	19
(2)広域防災拠点施設等構想検討委員会における議論の経過	•••••	21
第1回検討委員会	•••••	21
第2回検討委員会	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	22
第3回検討委員会	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	23
第4回検討委員会	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	23

第4章 広域防災拠点のあり方	24
(1)広域防災拠点の役割と機能	24
東日本大震災等を踏まえた新たな役割と機能	24
広域防災拠点に求められる役割と機能	26
) 全県的な視点からの役割と機能	26
) 地域支援の視点からの役割と機能	29
(2)既存の広域防災拠点の強みと弱み	32
広域防災拠点に求められる機能に対する強みと弱み	32
弱みを補完するための周辺施設との連携	35
(3)広域防災拠点のあり方	37
広域防災拠点のあり方	37
広域防災拠点の運用イメージ	38
第5章 北勢地域における広域防災拠点の整備	45
 (1)北勢拠点に求められる役割と機能	45
求められる役割と機能	45
北勢拠点の形成イメージ	46
)機能分担の考え方	46
)広域防災拠点の形成イメージ	47
(2)拠点候補地の選定	48
役割や機能から必要となる条件	48
) 選定条件の設定	48
拠点候補地の評価と選定	50
)拠点候補地の評価の流れ	50
)前提条件による評価	51
)評価項目(必要条件)による選定	52
)候補地の選定	53
第6章 今後の検討事項	55
むすび	58

はじめに

三重県では、平成9年3月に「三重県広域防災拠点基本構想」を策定し、広域防災拠点についての基本的な方針や整備のあり方等を定め、以後、この基本構想に基づいて、中勢地域、東紀州地域、伊勢志摩地域、伊賀地域の各地域において広域防災拠点施設の整備を進めてきた。

しかしながら、現行の基本構想策定から約16年が経過し、道路網など社会基盤施設の整備も大きく進捗する等、社会情勢は大きく変化している。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、広域的な大規模災害への応急対策について、新たな課題も浮き彫りになった。こうしたことから、今後発生が危惧される南海トラフを震源とする巨大地震をはじめ、大規模災害に対する応急対策の体制整備が急がれているところである。

三重県の広域防災拠点については、基本構想の中で整備が必要とされた 5 地域のうちすでに 4 地域で整備が完了し、今や、北勢地域の拠点整備を残すのみとなっているが、北勢拠点の整備にあたっては、社会情勢の変化はもとより、東日本大震災の教訓を踏まえる必要があることは言うまでもない。そこで、このことを前提に、既に整備済の広域防災拠点の検証を行うとともに、北勢拠点のあり方を含めた三重県全体の広域防災拠点のあり方について見直すこととした。

今後、三重県では、この見直し後の基本構想に基づき、北勢拠点の整備を進め、整備済の 広域防災拠点についても機能拡充を図っていくこととする。そして、大規模災害に迅速かつ 効率的に対応すべく災害対応体制を充実させ、安全・安心で災害に強い三重県づくりを強力 に推進していくこととする。

平成 25 年 3 月

三重県防災対策部



三重県広域防災拠点施設基本構想(平成9年3月 策定)

第1章 これまでの広域防災拠点の整備について

本章においては、平成9年3月に策定された「三重県広域防災拠点施設基本構想」(以下、「旧構想」という。)における基本的な考え方とその後の広域防災拠点施設の整備状況について整理する。

(1) 広域防災拠点整備の意義と求められる機能

防災における県と市町の役割については、災害対策基本法や地域防災計画において指針が示されている。そこでの基本的な考え方は、市町は当該市町にかかる業務を遂行し、県は市町が独力で対応しにくい事項について広域的な対応を行うとともに、各市町や防災関係機関の総合調整を行うこととなっている。

県の役割と広域防災拠点整備の意義

) 県の果たすべき防災上の役割

災害対策活動は、大きく「平常時における予防対策活動」、「災害発生後の災害応急対策活動」、「復旧・復興期の対策活動」の3つの段階に分けることができる。

それぞれの段階における県の果たすべき役割については、次のように整理されるが、これらを、国をはじめとする防災関係機関、周辺府県、県内各市町等と十分な協力体制を構築し、連携や役割分担を明確にしながら、連携して対策を実施することが求められる。

表 1-1 県の果たすべき防災上の主な役割

	♥の来たすべき防炎工の主な役割 基本的な県の役割	災害の規模等に応じて変化する役割
	本中的な宗の反刮	火舌の現代寺に心して支孔する役割
平常時	・県民に対する防災知識等の普及啓発 ・防災訓練の実施 ・通信手段の整備 ・公共施設の耐震化、不燃化 ・医療、備蓄、輸送等災害応急対策活動体制の整備 ・応援要員等の受入、搬送体制の整備 ・ヘリコプターの活動拠点の整備	
災害発 生後	・災害応急対策等に関わる意思決定、関係機関の総合調整 ・災害情報の収集、提供 ・国をはじめ関係機関への応援要請・緊急輸送ルートの確保 ・公共施設等の応急復旧 ・防災ヘリコプターによる災害応急対策の支援 ・応援要員等への宿泊施設、食糧の用意 ・ボランティアの受入	・食糧、生活必需品の調達、供給 ・救援物資の受入及び市町への搬送 ・ボランティアの需給調整 ・避難所衛生対策 など
復旧・	・被災者への財政援助	
復興期	など	

) 広域防災拠点整備の意義

東日本大震災や阪神・淡路大震災でも明らかとなったように、災害応急対策活動を迅速に行うためには、事前にその活動拠点を確保することが重要である。

表 1-2 活動拠点が必要な災害発生時の県の役割

活動拠点が必要な県の役割	必要となる拠点
被災地における意思決定や情報収集	現地災害対策本部の活動拠点
広域応援の要請及び活動支援	応援要員等の活動拠点及び宿泊所
県防災ヘリコプターによる情報収集、救急搬送、 物資輸送等	ヘリコプターの活動拠点 (臨時ヘリポート)
食糧、飲料水、生活必需品、医薬品等の調達、供給	物資の受入・輸送拠点
緊急物資、救助資機材、応援要員用物資等の保管	保管拠点

また、平常時における県の役割として、防災知識の普及啓発や防災訓練の実施などが挙げられる。これは、平常時における訓練・教育等により、防災関係機関等の職員や自治体の職員、さらには県民一人ひとりが、災害発生時に取るべき行動等について理解し、災害発生時に適切に判断・行動できることを目標とするものである。災害時の活動拠点を確保することは、このような平常時の防災活動を支援する活動拠点を確保することにもつながる。

このように、災害発生時には応急対策活動の活動拠点となり、平常時には、防災活動を 支援する機能を備えた拠点である「広域防災拠点」は、総合的な防災対策の推進及び防 災体制の整備を図っていく上で、有効に活用できるものである。

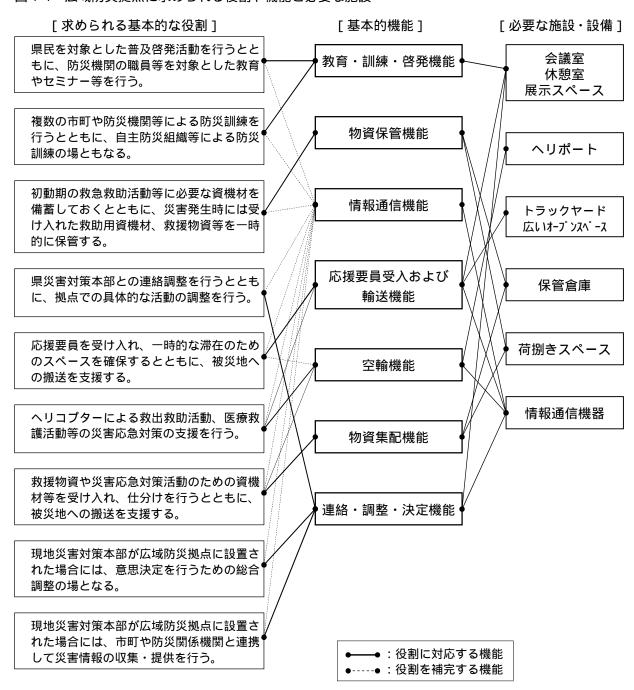
さらに、地形的に南北に長い三重県全体を、確実かつ効果的に災害応急対策活動を展開するためには、複数の広域防災拠点によって被災地の内外から支援可能な仕組みを構築することが必要である。

広域防災拠点に求められる機能と施設

災害発生時に、広域防災拠点が担う役割は、物資や人員の輸送・活動拠点、ヘリコプターの活動拠点としての役割が挙げられ、その役割を果たすために、「情報通信機能」や「物資集配機能」「空輸機能」などを有することが求められる。

また、機能を発揮するために、ヘリポートや保管倉庫、荷捌きスペースなどの施設が必要となる。旧構想では下図のとおり、広域防災拠点に求められる基本的な役割と機能が示されている。

図 1-1 広域防災拠点に求められる役割や機能と必要な施設



広域防災拠点の位置づけ

災害発生時には、地域の道路等の被災状況により、被災地内にある広域防災拠点がその 役割を果たすことが可能かどうかをまず判断する必要がある。被災地内の広域防災拠点 施設及びその周辺の道路等が利用可能な場合には、主たる活動拠点として利用されるが、 被災地内の広域防災拠点施設の利用が困難な場合には、被災地に近接した広域防災拠点 施設を主な活動拠点として利用することとなる。そのため旧構想では、被災地内の広域 防災拠点施設が利用できる場合と利用できない場合について整理している。

[被災地内の広域防災拠点施設が利用できる場合]

被災地内の広域防災拠点施設及びその周辺の道路等が利用可能な場合には、被災地内にある広域防災拠点施設を救援物資や応援要員等の受入・搬送拠点として利用する。また、被災地に隣接した後方の広域防災拠点施設を後方支援の拠点として位置づけ、救援物資や応援要員等の集積・備蓄基地とする。

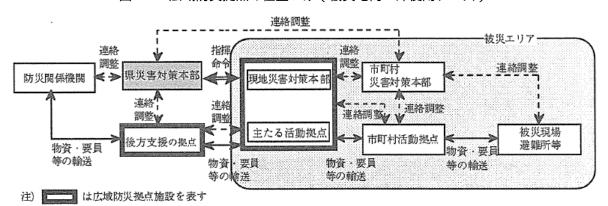


図 1-2 広域防災拠点の位置づけ(被災地内・外使用ケース)

被災地内で現地災害対策本部を設置する場合は、基本的には地方災害対策部に設置される。

[被災地内の広域防災拠点施設が利用できない場合]

被災地内の広域防災拠点施設及びその周辺の道路等が利用できない場合には、被災地外の最適な広域防災拠点施設を救援物資や応援要員等の受入・搬送拠点として利用する。

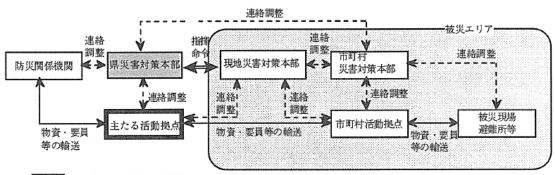


図 1-3 広域防災拠点の位置づけ(被災地外使用ケース)

注) は広域防災拠点施設を表す

(2) 広域防災拠点の整備状況

旧構想における広域防災拠点の整備の考え方

広域防災拠点を整備するにあたって、その配置については、

平成7~8年度に実施された「三重県地域防災計画被害想定調査」より設定する被災パターンに対応できること

地理的条件・気象条件による孤立化に対応できること

災害時、ヘリコプターによって効果的に全県域をカバーできること

の3つの要件について、配置に関する考え方と広域防災拠点の適正な配置エリアを整理 した上で、配置エリアを設定している。

表 1-3 配置に関する 3 つの要件と広域防災拠点の配置エリア

配置に関する要件	広域防災拠点の配置に関する考え方	広域防災拠点のエリア
被害想定調査に基づく被災パターンへの対応	・被害想定調査結果に基づく被災パターンと被災エリアに配慮する・広域防災拠点の配置エリアは、後方支援が行いやすいよう被災エリアの外延部に設定する・人員や物資等の受入及び搬送は、主に緊急輸送ネットワークが利用されるため、広域防災拠点は緊急輸送ネットワークの近傍に配置する	・北勢地域中部に1ヵ所 ・北勢地域南部~中南勢地域北部に1ヵ所 ・伊勢志摩地域北部~中南 勢地域東部に1ヵ所 ・伊賀地域に1ヵ所 ・東紀州地域に1ヵ所
地理的条件・気象 条件等による孤立 化の想定	・災害時に地理的条件や気象条件等により孤立化する可能性が高いエリア外部から災害応急対策活動を支援することが困難になるケースが想定されるため、エリア内部に広域防災拠点を配置する	・伊賀地域に1ヵ所 ・東紀州地域に1ヵ所 ・伊勢志摩地域に1ヵ所
災害時のヘリコプ ターの航行能力	・「防災用拠点ヘリポート整備適地調査(平成8年3月、三重県)」結果に基づき、ヘリコプターの適正なカバーエリアは、救急患者への効果や消火活動の効率等を考慮して、往復30分圏(R=40km)内と設定し、県全域を網羅できるよう配置する	・北勢地域に1ヵ所 ・伊賀地域に1ヵ所 ・伊勢志摩地域に1ヵ所 ・東紀州地域に1ヵ所

上記の考え方及び配置エリアを踏まえ、次の5地域に広域防災拠点を配置することとなっている。

- ・北勢地域北中部(北勢拠点)
- ・北勢地域南部~中南勢地域北部(中勢拠点)
- ·伊勢志摩地域北部~中南勢地域東部(伊勢志摩拠点)
- ·伊賀地域(伊賀拠点)
- · 東紀州地域(東紀州拠点)

「三重県広域防災拠点の配置とカバーエリア



拠点の名称	カバーエリア	
北勢拠点 (3市5町)	桑名市、四日市市、いなべ市、 木曽岬町、朝日町、川越町、東員町、 菰野町	
中勢拠点 (3市)	鈴鹿市、亀山市、津市	
伊勢志摩拠点 (4市7町)	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、 明和町、多気町、大台町、玉城町、 度会町、大紀町、南伊勢町	
伊賀拠点 (2市)	伊賀市、名張市	
東紀州拠点 (2市3町)	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、 紀宝町	

※三重県広域防災拠点施設基本構想調査(平成9年3月)

図 1-4 三重県広域防災拠点の配置とカバーエリア

以上のとおり、県内5地域に広域防災拠点を配置することについて基本構想で定め、その後、下記のとおり各広域防災拠点毎に具体的な整備箇所、整備内容・規模等の検討を 行い、順次施設整備を行ってきた。

> 平成 10 年 3 月「三重県広域防災拠点施設整備実施計画」策定 中勢拠点施設の整備実施

平成 16 年 3 月「東紀州防災拠点施設基本構想調査」 東紀州〔紀北拠点、紀南拠点〕施設の整備実施

平成 17 年 3 月「伊勢志摩防災拠点候補地選定調査」 伊勢志摩拠点施設の整備実施

平成 22 年 3 月「三重県広域防災拠点施設整備実施計画(伊賀拠点)」策定 伊賀拠点施設の整備実施









広域防災拠点の整備状況

広域防災拠点の配置の考え方及び施設整備の考え方等を踏まえ、現在、4地域5ヵ所に 広域防災拠点施設が整備されている。

整備済の広域防災拠点施設の位置及び諸元は次のようになっている。

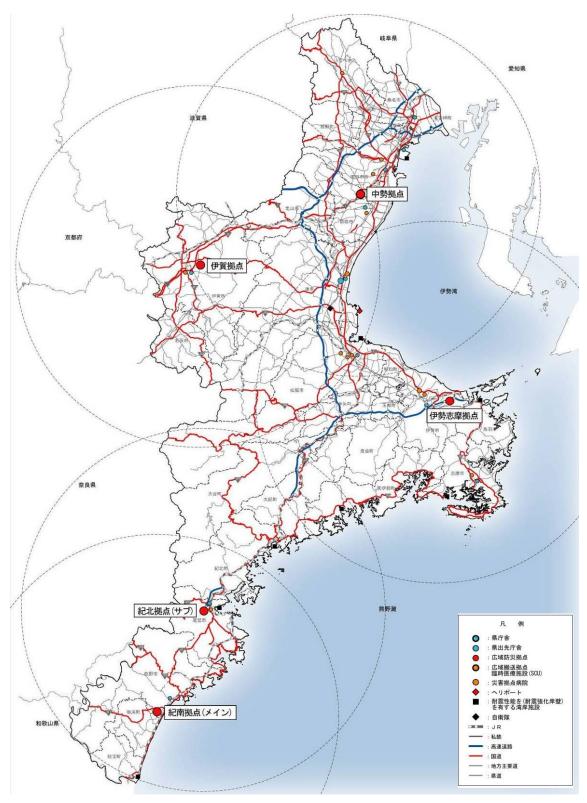


図 1-5 広域防災拠点位置図

表 1-4 広域防災拠点施設の諸元(その1)

衣 1-4	丛	R.施設の諸元(その1) 	,
	名 称	中勢拠点 (H13年度完成)	
住 所		三重県鈴鹿市石薬師町	
	面積	5,658 m²	
規模	ヘリポート	駐機場・離着陸場:4,260 ㎡ 利用可能ペリコフ゜ター :中型 3 機	中勢拠点
	物資集配所	三重県消防学校敷地を利用	新鹿市 人
	備蓄倉庫	構造:鉄骨平屋建(面積:1,398 ㎡)	
施設	会議室	三重県消防学校施設を利用	
	仮眠室	三重県消防学校施設を利用	
設備	無線設備	県防災行政無線(消防学校内に設置)	
	発電設備	自家用発電機(消防学校、備蓄倉庫)	
	その他	県営鈴鹿スポーツガーデンを補助的施設とし て位置づけ	
施設(等現況の写真	(備蓄倉庫) (離着陸場)	
	名 称	伊賀拠点 (H24 年度完成)	3
	住 所	伊賀市荒木 1856	
	面積	32,282 m²	Jan
規模	ヘリポート	駐機場・離着陸場:18,833 ㎡ 利用可能ヘリコプター : 大型 1 機,中型 3 機	伊賀拠点
	物資集配所	12.333 m ²	
	備蓄倉庫	面積:608 ㎡(既存校舎を改築して活用)	伊賀市
	会議室	既存校舎を改築して活用	
施設	仮眠室	既存校舎を改築して活用	The state of the s
• ÷⊓./#	無線設備	県防災行政無線装置	
設備	発電設備	自家用発電機	
	その他	-	
施設領	等現況の写真	(備蓄倉庫) (離着陸場)	

表 1-4 広域防災拠点施設の諸元(その2)

	12-31717(12)	R他設の箱儿(その2)	
	名 称	伊勢志摩拠点 (H21 年度完成)	
	住 所	三重県伊勢市朝熊町	明和町
	面積	35,732 m²	
規模	ヘリポート	駐機場・離着陸場:19,315 ㎡ 利用可能ヘリコプター :大型 1 機,中型 5 機	伊勢志摩拠点
	物資集配所	15,233 m²	伊勢市
	備蓄倉庫	構造:鉄骨平屋建(面積:1,184 ㎡)	1-140155
	会議室	県営サンアリーナ施設内を利用	度会町
施設	仮眠室	県営サンアリーナ施設内を利用	志摩市
• 設備	無線設備	県防災行政無線(備蓄倉庫)	O.
HX III	発電設備	自家用発電機(サンアリーナ・備蓄倉庫)	
	その他	本部・宿泊施設は県営サンアリーナ施設内 を利用	
施設	等現況の写真	(備蓄倉庫) (離着陸場)	
	名 称	東紀州〔紀北〕拠点 (H18 年度完成)	
	住 所	尾鷲市光が丘 28-61	3
	面積	20,086 m²	80.20 m
規模	ヘリポート	駐機場・離着陸場:17,670 ㎡ 利用可能ヘリコプター :大型 1 機,中型 2 機	
	物資集配所	2,280 m²	紀北拠点
	備蓄倉庫	面積:136 ㎡(くろしお学園尾鷲分校校舎を活用)	man de la company de la compan
	会議室	くろしお学園尾鷲分校(2 階)を活用	2
施設	仮眠室	くろしお学園尾鷲分校(2 階)を活用	L Y S CONTRACTOR
· 設備	無線設備	県防災行政無線装置	能野市
可以用	発電設備	自家用発電機	
	その他	本部・宿泊施設はくろしお学園尾鷲分校校 舎(2階)を活用	
施設	等現況の写真	(備蓄倉庫) (離着陸場)	

表 1-4 広域防災拠点施設の諸元(その3)

रर ।-4	四场例及]处:	紀旭政の語元(での3)	_
	名 称	東紀州〔紀南〕拠点 (H19年度完成)	
	住 所	熊野市久生屋町 1330-2	The state of the s
	面積	12,280 m²	推野市 建
規模	ヘリポート	駐機場・離着陸場:10,260 ㎡ 利用可能ヘリコプター :中型 3 機	The state of the s
	物資集配所	1,525 m²	御浜町 紀南拠点
	備蓄倉庫	構造:鉄筋平屋建(面積:495 ㎡)	The second
	会議室	熊野市活性化施設 里創人熊野倶楽部施設を活用	
施設 •	仮眠室	熊野市活性化施設 里創人熊野倶楽部施設を活用	
設備	無線設備	県防災行政無線装置	
	発電設備	自家用発電機	
	その他	本部施設は熊野市活性化施設を活用	2./2.0/19
		(備蓄倉庫) (離着陸場)	
施設等	等現況の写真		

以上のとおり、県内5地域のうち4地域まで既に施設整備が完了している。

整備が完了した広域防災拠点施設は、拠点の運営訓練をはじめ、ヘリコプターの離着陸 訓練や三重県の総合防災訓練等に活用され、三重県の災害応急対策活動能力の向上に寄 与している。

また、平成 23 年 9 月の紀伊半島大水害では、被災地で多数の孤立地区が発生し、主要 道路である国道 42 号が土砂災害等により部分的に遮断されたことにより、陸路による物 資の搬送等に大きな支障が発生したことから、東紀州拠点の空輸機能を活用し、ヘリコ プターによる孤立者の救出救助活動及び物資搬送活動を行うなど、実際の災害でも広域 防災拠点の効果が発揮されている。

このように、旧構想の基本方針である空輸機能を用いた支援については、十分に機能を 発揮しており、三重県にとって広域防災拠点施設の整備を推進してきたことが、災害応 急対策活動等を行う上で非常に良い結果を生み出している。

さらに、平常時からヘリコプターの臨時離着陸場にもなっていることから、緊急搬送を 必要とする傷病者を空輸するドクターヘリの離着陸場としても活用されている。

しかし、旧構想が策定されてから約 16 年が経過し、社会情勢の変化とともに、東日本大震災という大災害において新たな課題が発生していることから、現在未整備である北勢拠点の整備については、これら状況の変化や課題を反映させる必要がある。

第2章 社会情勢の変化と既往災害からの教訓

本章においては、社会情勢の変化、及び東日本大震災やその他災害からの課題を抽出し、 それらを広域防災拠点の基本的な方針を策定している基本構想へと反映させていくこと とする。

(1)社会情勢の変化

広域防災拠点を取り巻く社会情勢の変化

旧構想の策定以降、広域防災拠点に関わる社会基盤施設等の変化の主なものとして、高速道路等の延伸整備が挙げられるとともに、後述の防災拠点が新たに指定されたことにより、災害時において拠点間を結ぶ緊急輸送ルートとなる緊急輸送道路については 191 路線、266km が新たに指定された。

また、港湾施設では、海上輸送の拠点となる耐震強化岸壁を有する港湾・漁港について、 旧構想時点では未整備であったが、現在8ヵ所(整備中1ヵ所)の整備が行われている。 さらに、災害時に人・物を運ぶ有効な手段であるヘリコプターの臨時離着陸場の指定に ついても65ヵ所増加している。

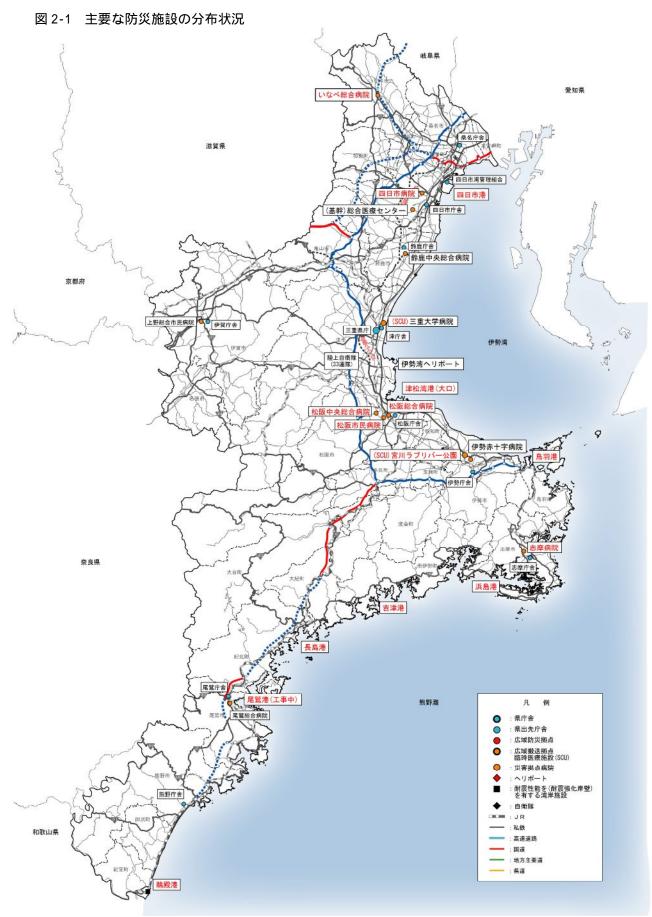
災害医療や広域搬送の面では、災害拠点病院が6ヵ所から12ヵ所に増え、広域医療搬送拠点(SCU)や災害派遣医療チーム(DMAT)の創設が行われている。また、災害時に広域応援部隊とともに活動するボランティアについても、東日本大震災発生時には、みえ災害ボランティア支援センターが設置されるなど、組織的なボランティア活動も活発に行われてきている。

そして、国においても、「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画(平成16年6月 中央防災会議幹事会)、「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画(平成19年3月 中央防災会議幹事会)が策定され、三重県においては、三重県東海・東南海・南海地震災害対策活動計画(平成20年3月 三重県)の策定など、各種災害時の活動計画の策定に伴い、活動拠点や物資拠点、進出拠点といった各種防災拠点施設の指定がなされている。

さらに、広域的な相互支援では、県内市町の災害時応援協定が改訂されたほか、全国的な応受援に関する協定の締結が進められている。

表 2-1 広域防災拠点を取りまく社会情勢の変化

衣 2-1 仏場的火拠点を取りまく仕云悄勢の変化 「		
	H8 年 旧構想 前後	H25 年 3 月 現在
緊急輸送道路	175 路線 総延長 L=1,448km	366 路線 総延長 L=1,714km
港湾施設	耐震強化岸壁を有する港湾・漁港 なし	耐震強化岸壁を有する港湾・漁港 8 整備中 1(尾鷲港)
ヘリポート等	公共津市伊勢湾ヘリポート非公共三重県立総合医療 センター-臨時404 ヵ所	公共 津市伊勢湾ヘリポート 非公共 三重県立総合医療センター 三重県立志摩病院 臨時 469ヵ所
医療機関	災害拠点病院 6ヵ所	災害拠点病院 12 ヵ所 広域医療搬送拠点(SCU)の創設 災害派遣医療チーム(DMAT)の創設
ボランティア	阪神大震災にて注目	みえ災害ボランティア支援センター 大規模災害の発生時に設置
各種活動 計画等		・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体 的な活動内容に係る計画 ・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基 づく具体的な活動内容に係る計画 ・三重県東海・東南海・南海地震災害対策活 動計画
広域応援体制	・中部 9 県 1 市災害応援 に関する協定 ・近畿 2 府 7 県震災時等の 相互応援に関する協定	 ・三重県市町災害時応援協定 ・全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 ・中部9県1市災害時等の応援に関する協定 ・近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定 ・紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定



図中赤字が旧構想策定以降に整備又は指定等が行われた施設 高速道路における赤線区間は旧構想策定以降に整備された区間

基本構想への反映

以上の社会情勢の変化を踏まえて、下記の事項について基本構想の方針に反映していく ことが必要である。

イ)道路交通網の変化への対応

旧構想においては、ヘリコプターを活用した孤立地区への対策に主眼がおかれていたが、 道路ネットワークが拡充されたことを受けて、孤立地区への対策に加えて、広域防災拠 点施設と広域道路ネットワークとの連携についても考慮することが必要である。

口)防災関連施設の充実への対応

旧構想においては、広域防災拠点施設による災害対応に特化して考えられてきたが、緊急輸送道路や耐震強化岸壁を有する港湾施設、災害拠点病院など、防災に関わる施設整備が進展してきたことを受けて、広域防災拠点施設と様々な防災関連施設との連携を踏まえた災害対策における運用等を考慮することが必要である。

八)災害医療体制の充実への対応

災害拠点病院の新たな指定、また SCU や DMAT が創設されたことを踏まえて、広域防災拠点を活用した医療搬送支援などの連携、また DMAT の受入、医療施設や災害医療体制との連携についても考慮することが必要である。

二)ボランティア組織の確立と活動への対応

災害時においてボランティアは広域応援部隊とともに災害復旧等の活動に主要な役割を果たすこととなることから、災害時における受入体制や活動支援などについて、検討することが必要である。

ホ) 広域応援協定の充実への対応

広域的な相互支援の協定が充実されたことを踏まえて、県外からの物資や人的支援の受け入れ体制を構築するとともに、受入体制の整備、また、地域内での活動支援などについて検討することが必要である。

(2) 東日本大震災等からの課題

東日本大震災における応急体制等の課題

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、宮城県牡鹿半島の東南東沖 130km の海底を震源とする東北地方太平洋沖地震が発生した。地震の規模はモーメントマグニチュード(Mw) 9.0 で、日本周辺における観測史上最大の地震であり、最大震度は宮城県栗原市で観測された震度 7 で、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約 500km、東西約 200km のおよそ 10 万 km² という広範囲に及んだ。この地震により、場所によっては波高 10m 以上、最大遡上高 40.1m にも上る巨大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。また、巨大津波以外にも、地震の揺れや液状化現象、地盤沈下、ダムの決壊などによって、北海道南岸から東北を経て東京湾を含む関東南部に至る広大な範囲で被害が発生し、各種ライフラインが寸断された。

災害応急体制の視点からみると、

通信の途絶や庁舎の被災等により被災状況の把握や報告・発信等への支障が生ずる 被災地への物資の調達・輸送における混乱や国民の不安心理の増大により全国的に 生活必需品の入手が困難になる

製油所等が多数被災するとともに、被災地外からの物流網が途絶したことにより被災地への燃料供給が途絶し、災害応急対策活動に支障をきたした

などの課題が浮き彫りになった。

表 2-2 東日本大震災における災害応急対策課題の整理

応急対策項目	課題
情報収集・伝達	応急対策は地方自治体からの情報が前提。しかし、自治体の庁舎 や職員が被災したことにより自治体の機能が低下し、政府は情報 が来ない中で応急対策をせざるを得ない状態が発生した。
救出・救助	救出・救助活動の各実働機関間等の連携が一部で困難であった。
災害医療	被災地における入院患者等への継続的な医療サービスに支障が 生じた。
緊急輸送体制	緊急交通路の確保等緊急輸送体制に混乱が生じた。
物資輸送・調達	燃料をはじめ、必要な物資を必要なタイミングで届けることが必ずしも十分ではなかった。
避難所運営・管理	避難所運営において時々のニーズに応じた各種支援・サービスが 十分ではなかった。
広域連携体制の構築	被災自治体への支援調整が困難であった。
広報	政府の対応に関する広報(災害応急活動等の広報、帰宅困難者の 混乱を防止する目的の広報や海外への広報)が不足していた。
海外からの支援	海外支援受入れにおいて混乱が生じた。
女性や災害時要援護者への配慮	男女共同参画、障がい者、高齢者等への配慮が不足した。

出典)内閣府「東日本大震災における災害応急対策等について」(防災対策推進検討会議(第2回))

その他の災害における課題

「地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告」(平成24年3月,中央防災会議)より、近年発生した大規模な地震発生時における災害応急体制の課題について、下表のとおり整理することができる。

表 2-3 近年発生した地方都市等における直下型地震で発生した災害応急対策課題

地震名	課題
新潟県中越地震 (H16.10.23)	庁舎の被災・停電により、防災行政無線が停止するなど通信機能が損傷。 指定避難所以外へ分散して避難したケースがあり、避難状況の 把握や物資の配布の円滑な実施に時間を要した。 被災地支援のための援助物資が大量に送られたが、受け入れ側 の場所・人員不足により、管理・配分上の混乱につながった。
福岡県西方沖を震源とする地震 (H17.3.20)	半島部で道路被害による通行止めが発生したほか、漁業や海上 交通の要である玄海漁港等も大きな被害を受けた。
能登半島地震 (H19.3.25)	輪島市門前町等で、避難路の地すべりによる埋塞などにより、 車両の通行が困難になり、孤立地域等が発生。 能登有料道路が大規模崩落等で通行できなくなり、別所岳SA に観光バス等が孤立。
岩手· 宮城内陸地震 (H20.6.14)	宮城県栗原市・岩手県一関市の山間部で、集落住民及び温泉等への来訪者が孤立。 被害確認や救助活動に際して、各機関からのヘリコプターが活動。効率的な運用のために運用調整会議を開催。

基本構想への反映

東日本大震災やその他災害において明らかとなった課題に対して、基本構想において反映すべき事項は次のように整理される。

イ) 平常時における教育・訓練の充実

遠野市の後方支援活動では、平常時の訓練の実施が、災害時にうまく機能した一つの理由となっており、平常時からの教育・訓練の重要性が改めて明らかとなっている。

口)支援のための物資の確保

車両・燃料不足等から救援物資の輸送に困難をきたす状況が見られたことから、後背地からの支援物資が届くまでの間、救援活動や避難所等への支援のための十分な物資の確保についての検討が必要である。

八)通信基盤施設の整備

行政関連施設の被災などにより情報通信機能が喪失し、被災状況や避難状況の把握に時間を要し、災害応急対策活動にも支障をきたしたことから、電力確保を含んだ災害に強い通信基盤整備についての検討が必要である。また、自治体庁舎が被災し、災害対応のための自治体の機能が損傷したことから、自治体庁舎の連絡・調整・決定機能を補完可能な防災拠点整備についても検討が必要である。

二)応援要員の輸送体制の構築

初期の情報不足の段階では、応援部隊や各自治体からの応援は、後方支援拠点からの応援要員の振り分け投入が効果的であったことから、これらの応援要員の受入れや振り分けのできる輸送体制の整備についての検討が必要である。

ホ)陸上(海上)輸送ネットワークの確保

天候不良等により空輸が行えず、物資の輸送の多くが陸上輸送に頼ったことから、空輸機能に特化した拠点整備ではなく、高速道路ネットワークとの連携など陸上輸送機能も含めた拠点整備についての検討が必要である。さらに、海洋に面しているという三重県の特徴を活かし、航路啓開の状況に応じて、港湾施設との連携による海上輸送機能の活用についても検討が必要である。

へ)十分な物資集配能力の確保

救援物資が、仕分け能力不足となり滞留してしまったことから、救援物資等を適時・適量で輸送するための集配機能を有した拠点整備について検討が必要である。

ト) 広域防災拠点での燃料の確保

燃料不足により、応援活動が滞った部分があり、活動支援のための最低限の燃料貯蔵について、拠点における施設整備の検討が必要である。

以上のとおり、今後の三重県の広域防災拠点の整備には、これら社会情勢の変化や既往災害の教訓を反映させる必要があり、整備のための基本方針である基本構想の改訂は必要不可欠である。

そこで、広域防災拠点の具体的な運用手法をイメージしながら、三重県の広域防災拠点の あり方を検討していくこととした。

第3章 広域防災拠点施設等構想検討委員会における議論等

本章においては、三重県の広域防災拠点のあり方について検討するために設置した「広域防災拠点施設等構想検討委員会(以下、「委員会」という。)」における議論の概要について整理する。

(1) 広域防災拠点施設等構想検討委員会の設置

三重県では平成9年3月に策定された三重県広域防災拠点施設基本構想に基づき、順次 広域防災拠点を整備してきたところである。しかし、広域防災拠点を取り巻く社会情勢 の変化や、東日本大震災において顕在化した応急体制等の課題を踏まえて、各地域の特 徴に応じた広域防災拠点のあり方や追加すべき役割・機能などを考慮した、新たな広域 防災拠点施設等基本構想を策定する必要が生じたことから、平成24年5月28日、三重 県防災会議のもとに広域防災拠点施設等構想検討委員会を設置して、三重県の広域防災 拠点のあり方や北勢拠点の候補地について検討を進めることとした。

表 3-1 広域防災拠点施設等構想検討委員の委員名簿

職名	氏 名	所属・職名		
委員長	室﨑 益輝	関西学院大学総合政策学部教授		
委 員	小川雄二郎	BOSAI International 代表		
" 川口 淳		三重大学大学院 工学研究科准教授		
"	若林千枝子	みえ災害ボランティア支援センター事務局長		
"	山口 英樹	消防庁国民保護・防災部防災課課長		
"	川北 悟司	三重県消防長会会長		
"	竹内 啓佳	陸上自衛隊久居駐屯地第33普通科連隊第3科長		
"	中谷 佳人	三重県警察本部警備二課長		
"	ッ 奥田 美香 地方独立行政法人三重県立総合医療センター看護師長			
"	7 稲垣 司 三重県防災対策部部長			

委員長には関西学院大学総合政策学部教授の室崎益輝氏が就任し、委員会は計 4 回開催 されることとなった。

表 3-2 委員会の開催状況

開催年月日	協議事項等			
第 1 回委員会 (平成 24 年 7 月 20 日)	三重県における災害対応の現状と課題について 三重県広域防災拠点の整備状況について 三重県広域防災拠点の課題と展望について			
第 2 回委員会 (平成 24 年 9 月 5 日)	三重県における広域防災拠点のあり方について 広域防災拠点施設候補地の検討について ・北勢拠点の役割と機能について ・北勢拠点候補地選定に必要となる条件について 北勢拠点候補地について			
北勢拠点候補地現地視察 (平成 24 年 11 月)	北勢拠点の候補地について現地視察を実施			
第 3 回委員会 (平成 25 年 2 月 5 日)	北勢拠点の候補地について 広域防災拠点のあり方について			
第 4 回委員会 (平成 25 年 3 月 19 日)	広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕(案)について			





(委員会の様子)

(2) 広域防災拠点施設等構想検討委員会における議論の経過

第1回検討委員会

事務局から三重県における災害対応の現状と課題、三重県の広域防災拠点施設の整備状況を説明した後、次の提案を行った。

- 1)三重県における広域防災拠点のあり方について
- ・各地域の特徴に応じた広域防災拠点の役割を明確にし、他の防災拠点との連携を含めた 運用計画が必要。
- ・県外からの物資や人的支援の受入機能、広域応援部隊の後方支援活動を補完する機能が 必要。

今後の検討にあたって出された意見

広域災害時における県と基礎自治体との関係(役割分担)の明確化が必要。

受入口となる拠点において、情報や燃料補給などが提供できることが必要であり、ワン ストップで利用できる機能も考えることが必要。

地域別の被災状況に応じた機能を整理した上で、どのような機能を持たせるべきか考えることが必要。

2)北勢拠点の候補地について

- ・北勢地域は人口密集地域であり多くの被災者への対応が予想されることから、効果的な 救援物資の配分が可能となる機能が必要。
- ・三重県への広域応援部隊の主力は主に東日本の部隊であるため、三重県への玄関口である北勢地域には、受入れ機能及び後方支援機能が必要。

今後の検討にあたって出された意見

北勢拠点に関しては、後方支援拠点としての機能と、他の拠点とのネットワークの考え 方を持って検討すること。

北勢地域では土地の確保など困難な問題が予想されることから、既存の防災施設との連携や分散配置なども考慮に入れて検討すること。

第2回検討委員会

1)三重県における広域防災拠点のあり方について

第1回委員会で出された意見を踏まえて、三重県における広域防災拠点のあり方について、 北勢拠点と伊賀拠点を県外からの広域応援部隊や救援物資等の最初の受入れ拠点として位 置づけ、北勢拠点及び伊賀拠点を含む三重県の全拠点が各地域の支援を行うといった役割 の階層化を事務局から提案した。

今後の検討にあたって出された意見

1つの拠点で同時に様々な機能を発揮することは困難であるため、運用手法を臨機応援にして防災拠点を活用するという考え方を持って検討すること。

広域災害が発生した場合の各拠点の役割分担を明確にイメージしておくことが必要。 広域防災拠点での燃料確保については、燃料の劣化の問題があることから、関係機関と 連携することが必要。

緊急輸送ネットワークが災害時に機能を発揮できるように、ソフト・ハード両方の整備 を考えながら、その信頼性を高めることが必要。

全体の役割分担やネットワークに着目していくためには、既存拠点の再評価が必要。

2)北勢拠点の候補地について

北勢拠点の役割と機能を整理した上で、最初に候補地選定要件について審議され、事務局が提案した候補地の要件について検討を行った。

(候補地の要件)ア 高速道路へのアクセス性(ICからの距離)

- イ アクセス道路の状況(道路幅員、高さ制限、橋梁耐震性、沿道状況等)
- ウ 候補地の状況(敷地面積、活動の制限等)
- エ 候補地周辺の状況(連携可能な施設の有無、人口密集の状況等)

続けて、北勢地域の候補地として、東海・東南海・南海地震応急対策活動計画における拠点候補地、関係市町からの推薦箇所等の合計61ヵ所の中から、前提条件及び必要条件によって、5ヵ所に絞り込まれた。

(前提条件)・公有地であること

- ・拠点での活動が円滑に進められること(避難所指定なし)
- ・拠点が安全であること(津波や土砂災害等の災害危険区域外)

(必要条件)・(アクセス道路)最低道路幅員(5.5m以上:大型車両の通行可能)

・(最低面積)10,000㎡以上(搬送用ヘリコプター離着陸可能)

(選定された候補地)

- 「アイリスパークグランド(桑名市)」、「桑名市多度町地内(桑名市推薦)」
- 「桑名市陽だまりの丘地内 (桑名市推薦)」
- 「四日市市寺方町地内(四日市市推薦)」、「四日市東IC周辺(県有地)」

今後の検討にあたって出された意見

北勢拠点の役割として広域応援部隊や救援物資を受け入れることとなるため、高速道路との位置関係とともに、拠点周辺道路についても考慮すること。

北勢拠点の周辺施設との連携や、中勢拠点との連携についても考慮すること。

第3回検討委員会

1)三重県における広域防災拠点のあり方について

第2回委員会で出された意見を踏まえて、既に整備を行ってきた広域防災拠点の現状について整理し、各地域の想定される被災状況から、広域防災拠点に求められるニーズを抽出した上で、既存の広域防災拠点の機能の過不足の検証を行った。その結果、広域災害である場合には、広域防災拠点施設単独での災害対応は不可能であることが確認されたため、周辺施設との連携について事務局から提案した。

今後の検討にあたって出された意見

拠点単体の機能から連携機能に広がったことは良いが、連携するのは施設だけでは無いため、県と市町が一体となって広域的な支援を行うことができる体制の構築が必要。 連携施設の活用のためには協定を結ぶことが重要。

人・物・情報の動きについて、様々な被災パターンを考慮したシミュレーションを行っておくことが重要。

2) 北勢拠点の候補地について

北勢拠点に必要となる役割や機能から、候補地は「四日市東IC周辺(県有地)」を優先候補とし、民有地を公有地化するという課題が解決できれば「四日市市寺方町地内(四日市市推薦)」についても候補地となり得ることから、四日市市内のこれら2ヵ所が拠点候補地として選定された。

しかし、各々の候補地については調整事項があるため、最終的な候補地の決定については、 県と四日市市との協議に委ねられることとなった。

今後の検討にあたって出された意見

高速道路 IC からの距離やアクセス道路の整備状況を考慮すると、四日市市内の 2 ヵ 所の候補地のいずれか(あるいは、いずれも)が望ましいか、これらはともに比較的 中勢拠点に近い位置にあるため、その役割分担について検討が必要。

第4回検討委員会

三重県広域防災拠点施設等基本構想(案)について

第3回委員会までに検討された内容を踏まえて、事務局にて基本構想〔改訂版〕(案)を策定し、それについて審議が行われた。

今後の検討にあたって出された意見

拠点の運営体制については、ボランティアや民間の協力が必要。

南海トラフの巨大地震を想定し、三重県が甚大な被害を受け、応援が入ってこないと きに、どのように対応するのかイメージしておくことが必要。

海路による輸送イメージについても取り入れておくことが重要。

SCUへの傷病者搬送については、災害医療のオペレーションとの関係について、今後整理が必要。

本章においては、旧構想策定時からの社会情勢の変化、及び東日本大震災等から明らかとなった課題を踏まえて、三重県における広域防災拠点の基本的な考え方について述べることとする。

(1) 広域防災拠点の役割と機能

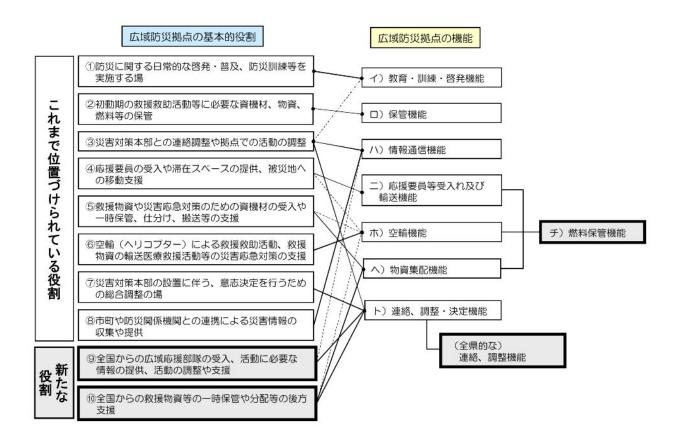
東日本大震災等を踏まえた新たな役割と機能

広域防災拠点の基本的役割を踏まえた機能としては、「空輸機能」「保管機能」「情報通信機能」などが位置づけられている。

しかしながら、東日本大震災における災害応急対策活動などを通じて明らかとなった教訓・課題等を踏まえると、新たに既往機能の強化・充実を図るとともに、全国からの応援部隊や物資の受入、活動部隊への情報提供、また、燃料保管や自立型の電源設置による防災拠点としての自立性の強化、後背地域との陸上輸送ルートの充実などが必要となっている。

これらのことから、旧構想において検討された従来の役割に加えて、「全国からの広域応援部隊の受入、活動に必要な情報の収集・提供、活動の調整や支援」「全国からの救援物資等の一時保管や分配等の後方支援」の役割を追加し、新たな機能として「燃料保管・補給機能」「全県的な連絡・調整機能」を位置づける。

図 4-1 広域防災拠点の基本的役割と有すべき機能の関係



さらに、既往の機能に対して、次の視点から充実を行うことが必要である。

イ)教育・訓練・啓発機能

遠野市の後方支援拠点では、後方支援拠点施設整備構想に基づいて、訓練等が実施されており、このことが広域防災拠点としてうまく機能した理由の一つとなっていることから、 広域防災拠点施設の運用上の課題として、拠点運用に関する訓練の充実が必要である。

口)保管機能

東日本大震災の初動対応における教訓では、外部からの支援が届くまでに約3日間を要した。このことから、被災地内の支援拠点としては、後背地からの支援物資が届くまでの間、救援活動や避難所等への支援のための物資の備蓄が必要である。

八)情報通信機能

東日本大震災では、庁舎の被災などにより情報通信機能が喪失し、被災状況や避難状況の把握に時間を要し、応援活動にも支障をきたした。このことから、災害に強い通信基盤(衛星電話等)の設置とともに、それを運用するための自立電源(太陽光・蓄電池・EV等)の準備が必要である。

二)応援要員受入及び輸送

各自治体からの応援は、カウンターパート方式等によるものもあったが、初期の情報不足の段階では、各地からバラバラに応援に入るのではなく、後方支援拠点からの応援要員の投入が効果的であった。このことから、広域応援部隊の部隊活動の相互調整や、ボランティアの効果的な被災地への展開を図るために、被災地に関する情報の提供を行う事が必要である。

ホ)空輸機能

東日本大震災では、船舶、ヘリコプターも活用されたが、天候不良等もあり、物資の輸送の多くは、陸上交通によって行われた。物資等の輸送量を考慮すると陸上輸送が主要な輸送手段であり、空輸機能は物資輸送の主要な手段とはなり難いが、道路啓開が未完了の地域など孤立地区への支援において空輸機能が重要な役割を果たす事を考慮する必要がある。

へ)物資集配機能

後方支援拠点として被災地への救援物資の集配拠点となる場合には、救援物資を一時的 に貯蔵・仕分け・搬送するための活動・一時保管スペースが必要である。

ト)連絡、調整・決定機能

連絡・調整・決定機能を有するためには、通信基盤の保持・拡充とともに、行政・消防・ 警察・自衛隊等の被災地支援活動を行う主要な関係機関が協議するための会議スペースが 必要である。

チ)燃料保管機能

東日本大震災では、燃料不足により、支援活動が滞った部分があり、災害支援のための 最低限の燃料貯蔵が求められる。

広域防災拠点に求められる役割と機能

) 全県的な視点からの役割と機能

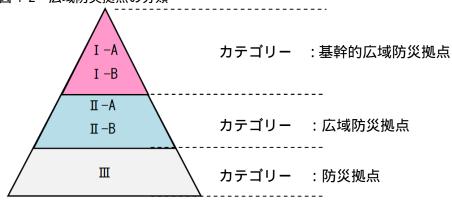
これまでの広域防災拠点整備においては、広域的な災害が発生した場合に、隣接する広域防災拠点が被災地の広域防災拠点を支援するとされているが、全県的に被災した場合に、全国からの広域応援部隊や救援物資の受入、活動調整などをどのように行うのかなど、相互の役割分担が不明確であった。

東日本大震災での活動においてみられたように、迅速かつ効率的な救助・救援・復旧等の活動を行うためには、各広域防災拠点間や県外の広域防災拠点、また市町の防災拠点などとの連携が重要であり、また、それぞれの広域防災拠点や防災拠点が担うべき役割を明確にしておくことが必要である。

東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議の検討部会である「防災拠点のネットワーク形成に向けた検討会」において、広域防災拠点のカテゴリーについて次のとおり定義されている。

基幹的広域防災拠点と連携し、県域を越えた、また全県域をカバーする応急復旧活動の展開拠点や、被災地内への救援物資の中継拠点となる役割(- A) 市町村の防災拠点と連携し、広域行政圏における応急復旧活動の展開拠点としての役割(- B)

図 4-2 広域防災拠点の分類



分 類		定義		
基幹的広域	- A	指令本部機能、首都機能支援機能を有する拠点		
防災拠点	- B	広域防災拠点を支援する機能(高次支援機能)を有する拠点		
広域防災	- A	高次支援基地と連携した物資の受け取り、国の広域支援部隊の一次 参集拠点。国と県が協力して活動する拠点		
拠点	- B	市町村を越えた広域行政圏における応急復旧活動の展開拠点		
防災拠点		各市町村に設けられる地域のための防災拠点		

出典)防災拠点のネットワーク形成に向けた検討会 資料、中部地方整備局

このように、役割に応じたカテゴリーによって分類することによって、各広域防災拠点の役割が明確化される。広域的な災害が発生した場合の全国からの広域応援部隊や救援物資等は、三重県の道路事情を考慮すると、北部及び西部から入ってくることが想定されることから、三重県における広域防災拠点の階層化にあたっては、全県を統括する拠点として北勢拠点をメインとし、北勢拠点をサポートするサブ拠点として伊賀拠点を位置づけ、その下に他の広域防災拠点を階層的に位置づけることとする。

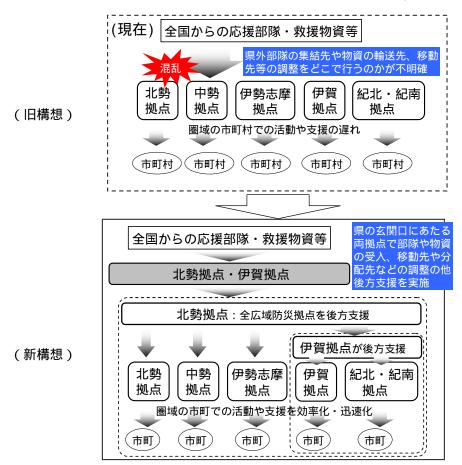
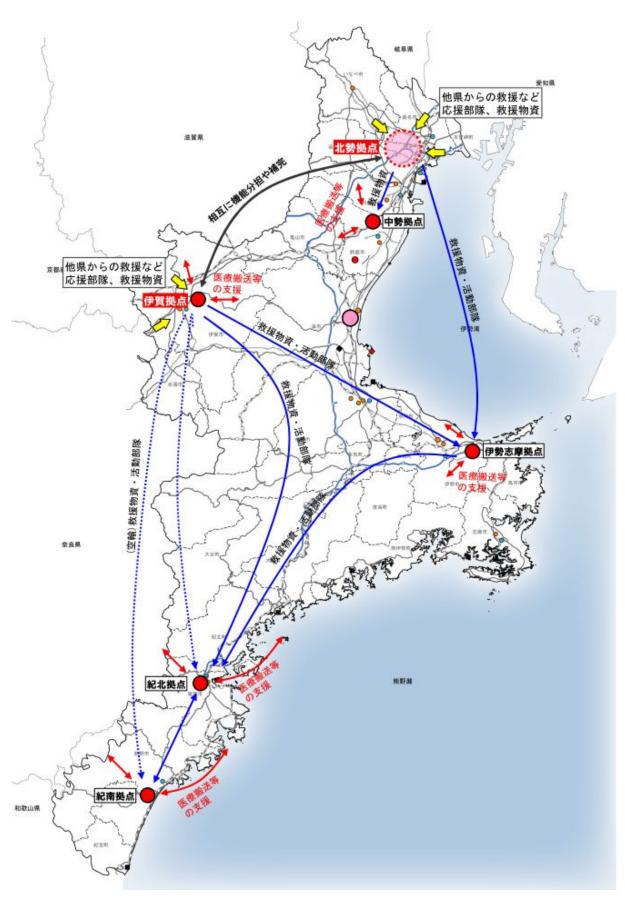


表 4-1 全県的にみた広域防災拠点の役割

	全県的な視点からみた場合の各防災拠点の役割					
対応 カテコ゚リー (-A)	北勢拠点 (メイン拠点)	・全国からの救援物資の受入と集配、各拠点への輸送及び調整 ・応援部隊の受入と情報提供及び活動調整や活動の支援 ・北勢地域における傷病者等の医療搬送の支援				
	伊賀拠点 (サブ拠点)	・主に西日本方面からの救援物資の受入と集配、各拠点への輸送、また、 応援部隊の受入と情報提供及び活動の支援				
対応 カテコ゚リー (-B)	中勢拠点	・北勢及び伊賀拠点で受け入れた救援物資の集配や余剰分の一時保管等をサポート ・北勢拠点を全県対応に特化させるために、北勢地域の支援を代替。				
	伊勢志摩 拠点	・県外及び北勢拠点等からの救援物資の受入や集配、東紀州拠点への救援物資等の搬送支援 ・SCU と一体となって医療搬送を支援				
	東紀州拠点	・東紀州地域における傷病者等の医療搬送を支援 ・紀北・紀南拠点が相互に連携して地域を支援				

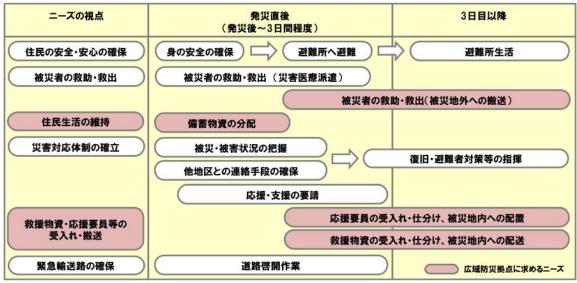
図 4-3 全県的にみた場合の広域防災拠点の活用イメージ



) 地域支援の視点からの役割と機能

広域防災拠点では、被災地に対して救援物資の分配等の支援を行うこととなるが、発災 後の経過時間に応じて被災地からの支援等のニーズの変化や、道路等の応急・復旧状況の 変化により、広域防災拠点が担う役割も変化する。

図 4-4 フェーズ(経過時間)毎の被災地ニーズの変化



上記被災地ニーズ等を踏まえ、フェーズ毎の広域防災拠点の役割としては、

発災から 24 時間以内:拠点施設内備蓄物資の分配

応援部隊等の活動拠点としての受入準備

道路啓開完了まで : 空輸を中心として、被災地の救援物資分配による支援

救援・復旧等の前線基地としての活動拠点の形成

道路啓開完了後 : 陸上輸送を中心として被災地の救援物資等分配による支援

航路啓開の進捗状況に応じて、海上輸送も含めた複数の輸送

手段による支援を行う。

が位置づけられる。

上記のようにフェーズを区分する理由は次のとおりである。

まず、発災直後の 24 時間については、広域防災拠点施設を立ち上げるために施設の状態確認を行った後、広域防災拠点施設内に備蓄している資機材を避難所等へ分配し、その後、空いたスペースへ救援物資等を受入れる準備を行うといった活動のみに終始すると考えられるためである。一つ目のフェーズとは区分し、次に道路啓開が完了していない状態では主要な輸送手段である道路が使えないことから、道路啓開の状態によってフェーズを分けることとしたのである。

なお、救援物資等の輸送については、航路啓開の進捗状況に応じて、利用可能な港湾施設と道路ネットワークを活用しながら、複数の輸送手段による支援が想定される。

一方、被災時には、地域の状況や道路復旧等の進捗状況に応じて、各広域防災拠点施設が優先すべき機能も異なってくると考えられる。地域の状況を踏まえた上に、フェーズ毎に、各広域防災拠点施設が優先すべき機能は次のように整理される。

表 4-2 フェーズ毎に求められる役割 (その 1)

地域の特徴		フェーズ毎に求められる役割			
	地域の行政	機能	発災後 24 時間	道路啓開完了まで	道路啓開完了後
北勢拠点	県地域 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	情報調整 機能	・災害対策本部との連絡調整 ・地方災害対策部との 連絡調整	・災害対策本部との連絡調整 ・地方災害対策部との 連絡調整	・災害対策本部との連絡調整 ・地方災害対策部との 連絡調整
		空輸機能	・備蓄物資の輸送 ・救援物資の輸送 ・医療搬送等の支援	・救援物資及び人員等 の輸送 ・医療搬送等の支援	・救援物資及び人員等 の輸送 ・医療搬送等の支援
		物資保管 機能	・救援物資の一時保管	・救援物資の一時保管	
		物資集配 機能	・備蓄物資の分配 ・救援物資受入と集配	・県外からの救援物資の受入と集配	
		応援要員 受入機能	・活動部隊の一時集結・部隊への情報提供	・活動部隊へ情報提供・地域内活動部隊への支援	
		燃料保管 機能	・応援活動部隊への提供	・活動部隊等への提供	
伊賀拠点	県主らり県陸性海にの小る置災けいのの、な路が溝は圏さがす害るの、な路が溝は圏さがす害るでは、かに、ののでは、かに、かに、かに、の発は定部、響性のが、の発は定部、響性のが、がた良の位を開きませい。	情報調整 機能	・災害対策本部との連 絡調整 ・地方災害対策部との 連絡調整	・災害対策本部との連 絡調整 ・地方災害対策部との 連絡調整	・災害対策本部との連絡調整 ・地方災害対策部との 連絡調整
		空輸機能	・東紀州への救援物資 の輸送 ・医療搬送等の支援 ・地域内孤立地域への 救援や輸送	・東紀州への救援物資 及び人員等の輸送 ・医療搬送等の支援 ・地域内孤立地域への 救援や輸送	・医療搬送等の支援
		物資保管 機能	・救援物資の一時保管	・救援物資の一時保管	
		物資集配 機能	・備蓄物資の分配 ・救援物資受入と集配	・県外からの救援物資の集配 ・地域内への物資の集配	
		応援要員 受入機能	・活動部隊の一時集結・部隊への情報提供	活動部隊へ情報提供・地域内活動部隊への支援	
		燃料保管 機能	・応援活動部隊への提供	・活動部隊等への提供	

表中網掛けは全県的な視点からみた場合の役割を示している。

表 4-2 フェーズ毎に求められる役割(その2)

		フェーズ毎に求められる役割			
	地域の特徴	機能	発災後 24 時間	道路啓開完了まで	道路啓開完了後
中勢拠点	県地域では 県地域すた にしてが、 にしてが、 にしてが、 にしてが、 にしてが、 にはできるが、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	情報調整 機能	・地方災害対策部との 連絡調整	・地方災害対策部との 連絡調整	・地方災害対策部との 連絡調整
		空輸 (陸上) 機能	・北勢・中勢地域管内 での備蓄物資の輸送 ・医療搬送等の支援	・救援物資及び人員等 の輸送 ・医療搬送等の支援	・救援物資及び人員等 の輸送 ・医療搬送等の支援
		物資保管 機能	北勢及び伊賀拠点の 余剰物資の一次保管	・北勢及び伊賀拠点の余剰物資の一次保管 ・地域内支援余剰物資の一時保管	
		物資集配 機能	・北勢・中勢地域管内 での備蓄物資の分配	・救援物資受入 ・北勢および中勢地域管内への物資集配	
		応援要員 受入機能	・活動部隊の受入準備	・地域内活動部隊への支援・地域内活動部隊へ情報提供	
		燃料保管 機能	・応援活動部隊への提 供	・活動部隊等への提供	
伊勢志	置、ぐい 場は、ぐい は、ぐい は、ぐい は、ぐい は、ぐい は、ぐい は、ぐい は、で が、で が、で が、で が、で が、で が、で が、で が	情報調整 機能	・地方災害対策部との 連絡調整	・地方災害対策部との 連絡調整	・地方災害対策部との 連絡調整
勢志摩拠点		空輸 (陸上) 機能	・東紀州への輸送 ・地域内の孤立地域へ の救援・救助 ・医療搬送等の支援	・東紀州への輸送 ・地域内の孤立地域へ の救援・救助 ・医療搬送等の支援	・医療搬送等の支援
		物資保管 機能	・救援物資の保管	・救援物資の一時保管	
		物資集配 機能	・備蓄物資の分配 ・救援物資受入と集配	・県外からの救援物資の集配 ・地域内への救援物資の集配	
		応援要員 受入機能	・活動部隊の一時集結 ・部隊への情報提供や 活動調整	・活動部隊の受入 ・部隊への情報提供や活動調整、支援	
		燃料保管 機能	・応援活動部隊への提 供	・活動部隊等への提供	
東紀州拠点	県地で幹場の発生のようでは、内では、内では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	情報調整 機能	・地方災害対策部との 連絡調整	・地方災害対策部との 連絡調整	・地方災害対策部との 連絡調整
拠点		空輸 (陸上) 機能	・伊賀・伊勢志摩からの物資の受入・地域内孤立地域への救援や輸送・医療搬送等の支援	・伊賀・伊勢志摩から の物資の受入 ・地域内孤立地域への 救援や輸送 ・医療搬送等の支援	・医療搬送等の支援
		物資保管 機能	・救援物資の一時保管	・救援物資の一時保管	
		物資集配 機能	・備蓄物資の分配	・救援物資受入および集	
		応援要員 受入機能	・活動部隊の受入準備	・活動部隊への支援 ・活動部隊へ情報提供	
	警察、消防などの機能が失われることも懸念される。	燃料保管 機能	・応援活動部隊への提 供	・活動部隊等への提供	

表中網掛けは全県的な視点からみた場合の役割を示している。

(2)既存の広域防災拠点の強みと弱み

広域防災拠点に求められる機能に対する強みと弱み

広域防災拠点には、被災地のニーズに応じた基本的役割を果たすために必要な機能を担うことが求められるが、災害規模が大きくなるほど、求められる役割に対して、広域防災拠点施設のみでは不足する機能が発生してくる可能性がある。

そこで、各広域防災拠点施設の強みと弱みを整理し、各広域防災拠点施設で不足する可能性のある機能を洗い出すこととする。

図 4-5 広域防災拠点施設毎の強みと弱み(その1)

中勢拠点

【拠点施設の強み】

- ・平常時における備蓄スペースに余裕があることから、 他拠点の備蓄資材等を保管することが可能。
- ・集配・保管スペースの規模が比較的大きいことから他 拠点での物資の集配・保管を代替することが可能。
- ・隣接する消防学校施設が主にボランティアの宿泊施設 として、グランド等が応援部隊の宿泊・野営地として 利用可能。

【拠点施設の弱み】

- ・ヘリポート規模が中型機対応のため大型機による物資 輸送に適していない
- ・高速 IC から距離があることから、陸上ルートによる 物資受入や他拠点への輸送時の円滑性に欠ける。
- ・想定される応援要員を全て収容可能な規模には不足する可能性がある。
- ・拠点施設が住宅地内にあり、アクセスルートによって は幅員が 5.5m未満であり、大型車のすれ違いが困難 な箇所がある。

(中勢拠点の概況図)



伊賀拠点

【拠点施設の強み】

- ・平常時の備蓄スペースに余裕があることから、他拠点 の備蓄資材等を保管することが可能。
- ・集配スペースおよび保管スペースの規模が比較的大き いことから他拠点での物資の集配や保管を代替する ことが可能である。
- ・隣接する学校施設が主にボランティアの宿泊施設として、学校のグランドや隣接する白鷺公園が大規模な野営地として利用可能。

【拠点施設の弱み】

・東紀州地域への物資輸送を担うことになるが、ヘリコ プターでの輸送の場合、山地を越えることから天候不 良等による確実性や安全面に対して懸念が発生。

(伊賀拠点の概況図)



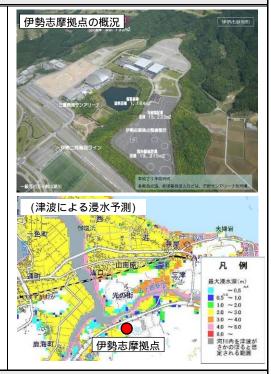
伊勢志摩拠点

【拠点施設の強み】

- ・ヘリポート規模が大型 1 機および中型 5 機まで対応可能であり、周辺グランドに SCU などを併設した場合でも医療搬送を支援することが可能。
- ・平常時の備蓄スペースに余裕があることから、他拠点 の備蓄資材等の保管が可能。
- ・ヘリポートや集配所の規模が大きいこと、また陸上交 通のアクセスがいいことから、県外からの救援物資の 直接受け入れが可能。
- ・比較的集配スペースが大きく、ヘリポート規模も大き いことから他拠点への物資の集配を補完することも 可能。
- ・サンアリーナの施設が主にボランティアや応援部隊の 宿泊施設として、グランド等が SCU の拠点、また部隊 の野営地として利用可能。

【拠点施設の弱み】

- ・被害が大きいと見込まれる伊勢志摩地域への救援物資の一時保管を想定すると、現在の備蓄倉庫では不足する可能性がある。
- ・想定以上の津波が発生し、浸水規模が大きい場合には、 陸上交通のアクセスルートが途絶する恐れがある。



東紀州拠点(紀北拠点・紀南拠点)

【拠点施設の強み】

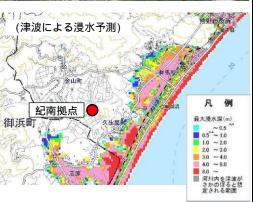
・(紀北)隣接する学校施設が主にボランティアの宿泊 施設として利用可能。

【拠点施設の弱み】

- ・(紀南)想定以上の津波が発生し、浸水規模が大きい場合には、陸上ルートが利用できない可能性があり、他拠点からの物資等の受入、また被災地への輸送が空輸に依存することになり、医療搬送等を含め円滑な空輸機能を発揮することができない可能性がある。
- ・(紀北)被害が大きいと見込まれる東紀州地域への救援物資の一時保管を想定すると、現在の備蓄倉庫では不足する可能性がある。
- ・(紀北)比較的集配スペースが小さいため、想定以上の物資を受け入れた場合には物資の集配が間に合わず、物資の滞留や拠点内活動に支障が出る恐れがある。
- ・(紀南)陸上ルートが途絶した場合、拠点運営要員の 参集が空輸に依存することになり、早期の拠点運用開 始ができない恐れがある。
- ・(紀北)アクセスルートの最小幅員が5.5m未満の箇所があるため、大型車の通行は可能であるが、すれ違いが困難であり、渋滞等が生じる恐れがある。
- ・(紀北・紀南)応援要員の収容が可能な宿泊施設が少ないことから、全ての応援部隊の活動拠点としての運用は困難。







前項で整理した広域防災拠点施設毎の強みや弱みを機能別に整理すると、以下のように 整理される。

表 4-3 求められる機能に対する広域防災拠点施設の強みと弱みのまとめ

表 4-3	来められる機能に対する広域防災拠点施設の領域。	
	強み	弱み
空輸機能	(伊勢志摩拠点) ・ヘリポート規模が大型1機及び中型5機まで対 応可能であり、SCU などを併設した場合でも医療搬送拠点として運用可能。	 (中勢拠点・東紀州拠点) ・ヘリポート規模が中型機対応のため大型機による物資の大量輸送が困難。 (伊賀拠点) ・東紀州地域への物資輸送が想定されるが、ヘリコプターでの輸送の場合、山地を越えることから安全面や天候不良等による確実性に対して懸念が発生。 (東紀州拠点) ・想定以上の津波が発生し、浸水規模が大きい場合には、陸上ルートが利用できない可能性があり、他拠点からの物資等の受入、また被災地への輸送が空輸に依存することになり、医療搬送等を含め円滑な空輸機能を発揮することができない可能性がある。
物資 保管 機能	(中勢拠点・伊賀拠点) ・平常時に必要な備蓄規模に対して、備蓄スペースに余裕があることから、他拠点の備蓄資材等 の保管が可能。	(伊勢志摩拠点・東紀州拠点) ・被害が大きいと見込まれる伊勢志摩・東紀州地域 への救援物資の一時保管を想定すると、現在の備 蓄倉庫では不足する可能性がある。
物資集配機能	(中勢拠点・伊賀拠点)・比較的集配スペース及び保管スペースに余裕があることから他拠点への物資の集配・保管を代替することが可能(伊勢志摩拠点)・比較的集配スペースが大きく、ヘリポート規模が大きいことから他拠点への物資の集配の補完も可能。	(東紀州拠点) ・比較的集配スペースが小さいため、想定以上の物資が輸送された場合、集配が間に合わず、物資が滞留する恐れがある。
応援 要員 受入	(中勢拠点・伊賀拠点・東紀州拠点) ・隣接する学校施設が主にボランティアの宿泊施設として、グランド等が応援部隊の宿泊・野営地として利用可能。 (伊賀拠点) ・隣接する白鷺公園が野営可能地となる。 (伊勢志摩拠点) ・県営サンアリーナの施設が主にボランティアや応援部隊の宿泊施設として、グランド等が SCU の拠点や応援部隊の野営地として利用可能。	(中勢拠点) ・応援要員を全て収容するには規模が不足する可能性がある。 (東紀州拠点) ・応援要員の収容が可能な宿泊施設が少ないことから、全ての応援部隊の活動拠点としての運用は困難。
その他		(中勢拠点) ・アクセス路に最小幅員 5.5m未満の箇所があり、 大型車のすれ違いが困難 (伊勢志摩拠点) ・津波による浸水規模が大きい場合に、陸上交通の アクセスルートが途絶する恐れがある。 (東紀州拠点) ・陸上ルートが途絶した場合、人員の集積が空輸に 依存し、早期の拠点運用ができない恐れがある。 ・アクセス路に最小幅員 5.5m未満の箇所があり、 大型車のすれ違いが困難。

弱みを補完するための周辺施設との連携

広域防災拠点施設における弱みを補うためには、本来、拠点施設自体の規模の拡張を図ることが必要である。しかし、拠点施設の規模拡張には周囲の土地利用の制約があったり、多大な費用と時間が必要であり、さらに、経過時間帯毎(フェーズ毎)に求められる機能が異なるように、常時その施設規模が必要となるわけではないため、施設としてムダが生じることも考えられる。

このため、一定の施設規模の拡張について考慮することは必要であるが、むしろ、広域 防災拠点施設間、また、広域防災拠点施設周辺において、不足している機能を補うことが 可能な施設規模を有している施設との連携を図ることにより、不足している機能を補い、 広域防災拠点としての機能を高めることが重要である。



対象とする施設は、「東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画(内閣府)」および「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」において活動(進出)拠点、物資拠点、臨時離着陸場、燃料補給場所に位置づけられている施設・場所

表 4-4 広域防災拠点の圏域における連携可能な施設の状況

表 4-4	(的炎拠点)	の圏域における連携	ちり能な他設	の状況				
			北勢拠点	中勢拠点	伊賀拠点	伊勢志摩 拠点	東紀州 拠点	
情報通信・ 連絡調整・	連携施	設での機能確保	市庁舎等で機能分担は可能であるが、防災拠点に					
決定機能	施	設・箇所数	有してお	くことが必要	更である			
	連携施	設での機能確保						
空輸機能		規模 A (20,000㎡以上)	10	5	1	2	1	
<u> </u>	施設・ 箇所数	規模 B (10,500㎡以上)	16	19	16	28	13	
		規模 C (10,500㎡未満)	77	70	42	105	53	
物資保管	連携施	設での機能確保	×			×	×	
機能	施	設・箇所数		1	1			
物資集配	連携施	設での機能確保						
機能	施	設・箇所数	2	2	1	3	2	
応援要員	連携施	設での機能確保						
受入機能	施	設・箇所数	45	43	23	60	17	
	連携施	設での機能確保						
燃料保管 機能	施設・	公的施設	6	3	1	3	3	
	箇所数	民間施設	1	19	35	49	16	

[「]東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」および「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」において活動(進出)拠点、物資拠点、臨時離着陸場、燃料補給場所に位置づけられている施設・場所を対象

- ...連携施設で機能の確保が可能な場合
- ×...連携施設では機能の確保が出来ない場合(施設が無い場合を含む)

上記の表は、各広域防災拠点の管轄エリア内にある施設を抽出し、連携が可能な機能毎 に施設数を整理したものである。

このように、応援部隊の受入れ機能については、活動計画や受援計画によって予め指定されている施設がある。また、ヘリコプターの臨時離着陸場については、事前に施設利用の調整がなされていることから、これら施設と広域防災拠点施設との連携を図ることが重要である。

しかし、物資の一時保管機能については、荷捌きのための大型車両の進入の可否や、風雨から物資を保護できる屋根付きの施設の有無を考慮すると、連携できる施設は多くないことから、広域防災拠点施設が物資の一時保管機能を担うことが重要であることに加えて、民間施設も含めて連携可能な施設をさらに調査する必要がある。

(3) 広域防災拠点のあり方

広域防災拠点のあり方

旧構想では、被災地内外にある拠点施設と隣接する拠点施設の相互支援を基本として、 自治体の支援や災害対策活動の実施を行うことが想定されていた。

しかしながら、東日本大震災にみられるような大規模災害の発生、また、全国規模での救援・復旧活動等に対する応援・受援に必要となる連携などを踏まえると、従来の担うべき機能を拡充するとともに、新たに『県外からの広域応援部隊や救援物資の受入れ』機能を加えることが必要である。

さらに、災害時の救援・復旧活動などの基本的役割を迅速かつ効率的に果たすために、 拠点施設間が相互に連携するとともに、周辺施設との連携による機能補完を図りながら、 災害に対応できる仕組みを構築していくことが必要となっている。

これらを踏まえ、三重県における広域防災拠点のあり方として、

北勢拠点を県全体を統括するメイン拠点、伊賀拠点をサブ拠点として拠点を階層 化するとともに、各拠点の担うべき役割を明確化する

広域防災拠点施設間、また防災拠点周辺の施設との連携を図るとともに、各拠点施設や連携施設の担うべき機能や役割分担を明確化する

を基本的な考えとして、三重県における広域防災拠点施設等の基本構想については、 旧構想における孤立化対策を踏まえた県内各地への配置に加え、各広域防災拠点施設の 役割の明確化と周辺施設との連携を重視し、下図のイメージのとおり形成していくこと とする。

広域防災拠点の役割を明確化

広域防災拠点の機能の一部を周辺施設と連携

広域防災拠点施設と周辺施設とが一体となって広域防災拠点群を形成

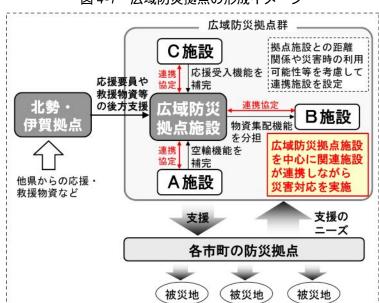


図 4-7 広域防災拠点の形成イメージ

広域防災拠点施設の運用イメージ

広域防災拠点においては、階層化によって位置づけられた役割や、地域の特徴に応じて担うべき役割を果たすために、フェーズ毎に様々な機能を発揮することが必要である。これらの機能を十分に発揮し、災害時には、迅速かつ効率的に対策活動を行うことができるように、広域防災拠点施設を中心として、周辺施設との機能分担や相互の役割を明確化していきながら、広域防災拠点を形成し運用していくことが必要である。

各広域防災拠点におけるフェーズ毎の役割と運用 各拠点のフェーズ毎の連携施設との運用イメージ 全県的な広域防災拠点のフェーズ毎の運用イメージ



表 4-5 北勢拠点におけるフェーズ毎の役割と運用

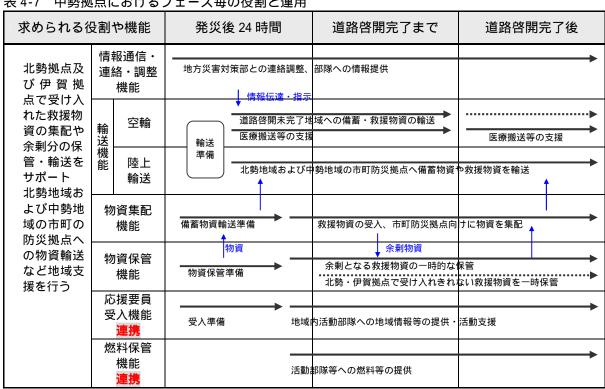
連携…周辺施設との連携による機能

表 4-6 伊賀拠点におけるフェーズ毎の役割と運用

求められる役	求められる役割や機能			発災後 24 時間		道路啓開完了まで		道路啓開完了後
北勢拠点の サポート	情報通信・ 連絡・調整 機能		-		本部、地方災害対策部 P応援部隊の活動の調 情報伝達・指示			最提供
応援部隊の 受入と活動 部隊への情	輸送機能	空輸		輸送	東紀州拠点へ備蓄医療搬送等の支援		の輸送	医療搬送等の支援
報提供教援物資の受入と集配		陸上 輸送		準備	主に伊勢志摩 ・地域内の市町		救援物資を輸送 物資や救援物資を輸	送
拠点への輸送 送伊賀地域に おける傷病	物資集配機能物資保管機能		備	蓄物資輸	物資 送準備	救援物資の受力	入・拠点分配量に応 	じて物資を集配
者等の医療 搬送を支援 市町の防災			-	物資保管	物資 準備	余剰となるす	余剰物資 対援物資の一時的な	保管
拠点への物 資輸送等地 域支援		援要員 そ入機能 連携		受入準備		都隊の一時集結	・地域情報等の提供	・活動支援
	燃	料保管機能連携			活動語	郡隊等への燃料	等の提供	•

連携…周辺施設との連携による機能

表 4-7 中勢拠点におけるフェーズ毎の役割と運用



連携…周辺施設との連携による機能

表 4-8 伊勢志摩拠点におけるフェーズ毎の役割と運用

求められる役	求められる役割や機能			発災後 24 時間		道路啓開完了まで	道路啓開完了後
北勢拠点および伊賀拠	情報通信・ 連絡・調整 機能		—	方災害対	†策部との連絡調整、 情報伝達・指示	部隊への情報提供	-
点で受け入 れた救援物 資の集配や 余剰分の保	輸送	空輸		輸送	<u> </u>	道路啓開未完了地域への備蓄・救	接物資の輸送 医療搬送等の支援
管・輸送をサポート救援物資の	送機能	陸上 輸送		準備	地域内の市町原		★ ★
受入と集配拠点への輸送	物資集配機能		備	蓄物資輸	 送準備	県外および北勢・伊賀拠点からの 東紀州拠点および市町防災拠点	
伊勢志摩地 域における 傷病者等の	物資保管機能		物資物資物資保管準備		<u> </u>	◆ 余剰物資 余剰となる救援物資の一時的な 東紀州拠点で受け入れきれない	
医療搬送を 支援 市町の防災	応援要員 受入機能 _{受入準備} 連携		受入準備	活動部	隊の一次集結、地域内活動部隊へ	の地域情報等の提供・活動支援	
拠点への物 資輸送等地 域支援	燃	料保管 機能 連携			活動	野隊等への燃料等の提供	+

連携…周辺施設との連携による機能

表 4-9 東紀州 (紀北・紀南) 拠点におけるフェーズ毎の役割と運用

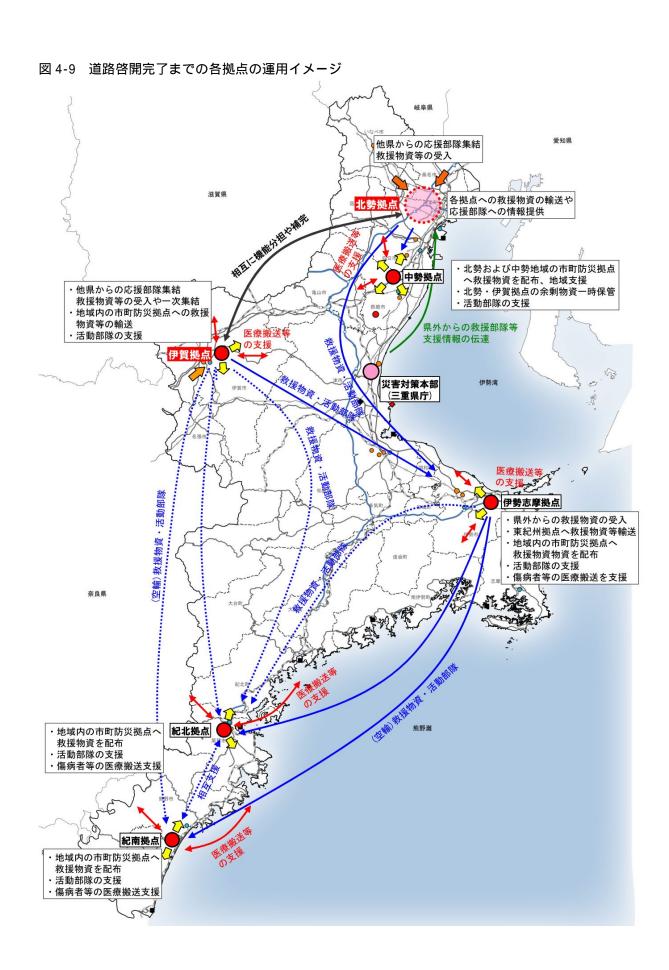
表 4-9 東紀州(紀北・紀南)拠点におけるフェース毎の役割と連用									
求められる征	求められる役割や機能			発災後 24 時間		道路啓開完了まで		道路啓開完了後	
救援物資の受入と集配	情報通信・ 連絡・調整 機能			也方災害対	対策部との連絡調整、	部隊への情報提	· 【供		
拠点への輸送 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	輸送	空輸 連携		輸送	道路啓開未完了地	域への備蓄・救 医療搬送等		医療搬送	等の支援
病者等の医療搬送を支援	送機能	陸上 輸送 連携		準備		進捗状況に応し 点へ備蓄・救扱		地域内の市町R 備蓄・救援物資	
市町の防災 拠点への物 資輸送等地	物資集配 機能 連携 物資保管 機能		備	蓄物資輸	前送準備 ■	救援物資の受力	\、市町防災拠点向 	ナに物資を集配	†
域支援			-	物資保管	物資		余剰物資 対援物資の一時的な付 目互で受け入れきれ	L	時保管
		応援要員 受入機能 連携		→ 地域(内活動部隊への	地域情報等の提供・	活動支援	-	
	燃料保管 機能 連携				活動	部隊等への燃料	等の提供		*

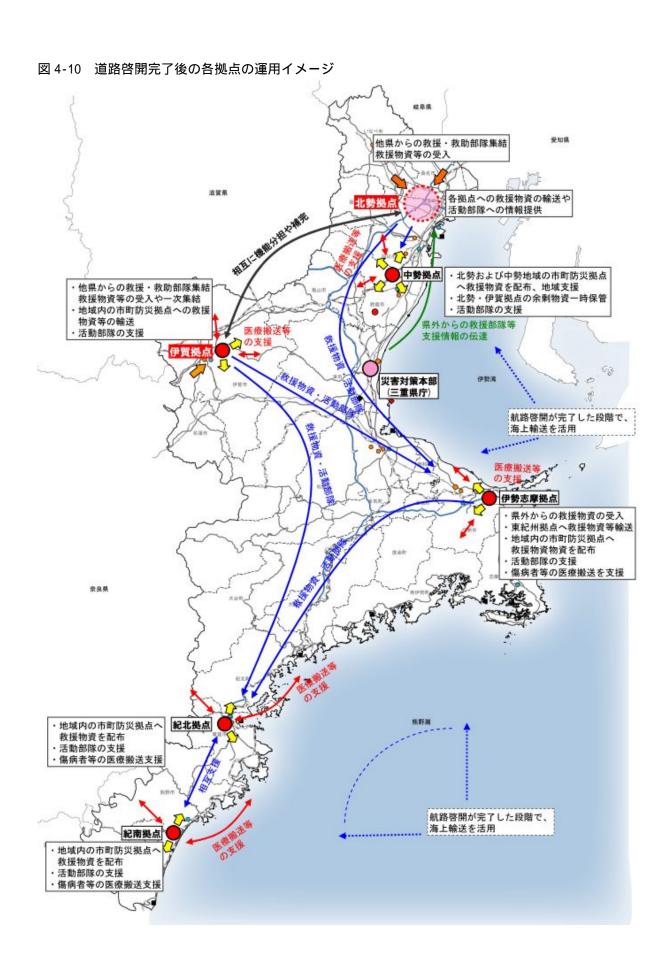
連携…周辺施設との連携による機能

表 4-10 各広域防災拠点群のフェーズ毎の運用イメージ

	公□ 字□ → +/k ←/c	北勢拠点	各広域防災拠点群					
フェーズ	役割・機能	伊賀拠点	各広域防災拠点施設	A施設	B施設	C施設		
	情報通信等	情報提供	情報提供・調整					
発	空輸		医療搬送等の支援 救援物資搬送	支援				
災 後	物資保管		備蓄物資分配 救援物資保管準備	準備依頼	準備			
2 4 時	物資集配	救援物資 受入・分配	受入準備	準備依頼	準備			
間	応援要員受入	応援要員 受入・分配	受入準備	準備依頼		準備		
	燃料保管		供給準備	準備依頼		準備		
	情報通信等	情報提供	情報提供・調整					
道	空輸		医療搬送等の支援 救援物資搬送	支援				
路路開完了	物資保管		備蓄物資分配 救援物資一時保管	連絡調整	一時 保管			
完了ま	物資集配	救援物資 受入・分配	救援物資の集配	連絡調整	集配			
で	応援要員受入	応援要員 受入・分配	活動支援	連絡調整		要員 受入		
	燃料保管		燃料供給			供給		
	情報通信等	情報提供	情報提供・調整					
道	空輸		医療搬送等の支援	支援				
. —	物資保管		備蓄物資分配 救援物資一時保管	連絡調整	一時 保管			
路啓開完了	物資集配	救援物資 受入・分配	救援物資の集配	連絡調整	集配			
後	応援要員受入	応援要員 受入・分配	活動支援	連絡調整	-	要員 受入		
	燃料保管		燃料供給			供給		

図 4-8 発災後 24 時間における各拠点の運用イメージ 岐阜県 他県からの応援部隊集結 救援物資等の受入 愛知県 滋賀県 各拠点への救援物資の輸送や 応援部隊への情報提供 **搬展上棚**搬放推出棚梯 中勢拠点 北勢および中勢地域の市町 防災拠点へ備蓄物資を配布 県外からの救援部隊等 支援情報の伝達 他県からの応援部隊集結 救援物資等の受入 伊賀拠点 地域内の市町防災拠点へ 教援物資 災害対策本部 (三重県庁) 備蓄物資を配布 伊勢湾 医療搬送等での支援。 8 伊勢志摩拠点 (空輸)救援物資 地域内の市町防災拠点へ 備蓄物資を配布 奈良県 地域内の市町防災拠点へ 備蓄物資を配布 熊野灘 紀北拠点 紀南拠点 地域内の市町防災拠点へ 備蓄物資を配布





本章においては、前章までに検討した三重県の広域防災拠点のあり方に基づき、現在未整備の北勢地域における広域防災拠点の整備方針について検討する。

(1)北勢拠点に求められる役割と機能

求められる役割と機能

北勢地域における広域防災拠点については、広域防災拠点のあり方から、「県全体を統括するメイン拠点として、県外からの部隊や救援物資等の受入・調整を行いつつ、他の広域防災拠点を支援する」拠点として位置づけられる。

これを踏まえつつ、全県的、また地域支援の視点から、北勢拠点が担うべき役割や機能は次のように整理される。

「全県的な視点からの役割]

集結拠点: 県外からの応援部隊が迅速に被災地へ進出するための前進目標となる。

情報拠点:県内の各地域からの被災状況や支援ニーズ等の情報や、県外からの救

援物資や応援部隊等の集結状況への情報などを集約しながら、県内で

の救援物資の分配や部隊の活動などについて情報提供を行う。

物資拠点:県外からの救援物資の受入を行うとともに、各広域防災拠点に必要と

なる物資の集配、余剰となる物資の一次保管を行う。

輸送拠点:各防災拠点に向けてヘリコプターによる空輸や陸上輸送を行う。

「地域支援の視点からの役割]

情報拠点:北勢地域における支援ニーズの集約、地域内で活動する部隊への情報

提供や部隊間の活動の調整などを行う。

物資拠点:備蓄物資や救援物資の市町防災拠点に向けた集配作業や陸上輸送を行

うとともに、余剰物資の一時保管を行う。また、平常時から発災直後 に必要となる物資や復旧活動等に必要な資機材などの備蓄を行う。

輸送拠点:北勢地域内において、道路啓開が未完了となっている地域へのヘリコ

プターによる物資輸送を行うとともに、傷病者等の医療搬送の支援を

行う。

活動拠点:応援部隊の一時的な受入や活動部隊への物資補給などを行い、救出・

救助・復旧活動をサポートする。

啓発拠点:平常時において、防災等に関する情報提供や意識啓発、また防災訓練

などを行う場として活用する。

北勢拠点の形成イメージ

)機能分担の考え方

北勢地域は他地域に比べて開発が進んでおり、広域防災拠点施設単独で全ての機能を満足できるだけの面積を有する施設を確保することは困難であるため、核となる拠点施設を中心として、周辺の施設との機能分担や機能補完などの連携を図ることにより、広域防災拠点の機能を形成することとする。

北勢拠点の機能を形成するにあたって、前項で整理された求められる各機能について、 メインとなる拠点施設で担うべき機能や周辺の連携施設で担うべき機能を、拠点施設、ま たは周辺施設で確保した場合の、運用上の利点や問題点などについて分類を行う。

各機能を拠点施設、または連携施設で確保した場合の利点や問題点などは、次のように整理される。

表 5-1	求めら	れる機能を分担することによる利点や問題	点など
機	能	広域防災拠点施設で確保した場合	連携施設で確保した場合
	・調整 _{日機能}	防災拠点を効率的に運用するために必要 ることが必要。	不可欠であることから、拠点施設で確保す
空輸機能		:利用ニーズに応じた規模のヘリポートを確保することが可能。 :防災拠点間の物資輸送は陸上輸送が中心であり重要度はあまり高くない。 :道路啓開の進捗に応じて必要性が徐々に低下することも想定される。	: ニーズ(必要時)に応じて利用が可能。 : 物資の集配や保管を行う場所との間に 輸送の必要が発生。 : 輸送規模に応じて複数施設の確保が必 要となる。
物資物資物資機	. 保管	: 平常時、災害時を問わず、恒常的に備蓄物資を保管することが可能。: 物資の集配と保管を一体的に行うことが可能。x : 相当規模が必要。他機能の確保が困難。	:冷蔵など付加的な機能を有す施設の確保も可能。 ×:連携施設本来の機能を果たすことが必要になるため、恒常的な利用が困難。
応援	一次集結	:情報収集・活動の調整等が目的であり、 全ての部隊が集結に必要なスペースを 確保する必要性は低い。 (指揮車のみの集結で可) ×:集結に伴う混雑により物資輸送の滞留 などの影響が懸念される。	: 拠点での集結に伴う混雑による影響が軽減される。 : 必要とされる規模からすると、1 施設で確保することは困難であり、複数の連携施設の確保が必要。
受機能	宿泊滞在	:活動中の部隊間の情報共有や活動の調整、また物資等の補給などを容易に行うことが可能。 x:全ての部隊の受入には相当規模が必要であり、1施設での確保は困難。	:施設・野営地など部隊ニーズに応じた確保が可能。 :複数施設の確保と情報収集や活動調整を行うために拠点等への集結が必要。 x:施設本来の機能を果たす必要があるため、長期間にわたる機能確保は困難。
燃料等備蓄 ・補給機能		: 部隊等への補給を容易に行える。 x: 平常時は使用されないため、燃料等に 劣化が生じることから、保管や運用方 法において解決すべき問題が多い。	: 燃料等の保管が容易である。 x:民間施設の場合、一般利用者への提供 も必要となるため、優先的な利用を行 うことが困難になる恐れがある。

) 広域防災拠点の形成イメージ

求められる機能を広域防災拠点施設で確保した場合、また連携施設で確保した場合の利点や問題点等を踏まえると、北勢拠点における機能分担は、次のように行うことが適当であると考えられる。

表 5-2 北勢拠点における機能分担の方向性

求めら	れる機能	方向性等				
連絡・調整	隆・情報機能	:広域防災拠点施設で確保する				
空輸機能		:物資輸送などでの必要性は低いことから、連携施設で確保する。 ただし、緊急時に離発着可能な機能は確保する。				
物資集配・	物資保管機能	: 平常時における物資備蓄など、恒常的に利用することが必要であることから広域防災拠点施設で確保する。				
応援要員	一次集結	: 指揮車が集結可能な駐車スペース及び会議室のみ広域防災拠点施設で 確保し、部隊集結に必要なスペースは連携施設で確保する。				
受入機能	宿泊・滞在	×:必要とされる規模(宿泊施設や滞在スペース)の確保は困難であり、 連携施設で確保する。				
燃料等備蓄・補給機能		: 燃料備蓄については保管に関する問題が多いことから、基本的に連携 施設で確保する。				

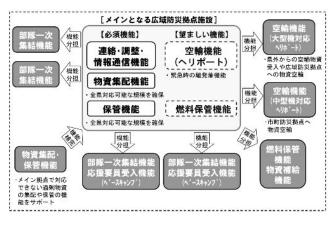


図 5-1 北勢拠点の形成イメージ

役割・機	機能	メイン拠点	連携施設
連絡・調整・ 情報通信機能	司令室 会議室 通信手段	0	△ (機能補完)
空輸機能	メインヘリホ [*] ート (大型機対応)	-	0
空期 依能	サプヘリボート (中型機対応)	▲ (緊急時離発着)	0
物資集配機能	物資集配荷捌スペース	0	▲ (機能補完)
4A-300 /E3 000 444 AV.	通常時 備蓄倉庫	0	-
物資保管機能	災害時 備蓄倉庫	O	△ (他拠点等)
计阿莱尼亚 3 产业	一次集結スペース	▲ (指揮車のみ)	0
応援要員受入機能	宿泊・滞在スペース	-	0
燃量等保管	燃料保管 施設	Δ	0
・補給機能	補給物資 保管施設	〇 (備蓄倉庫兼)	▲ (機能補完)

(2)拠点候補地の選定

役割や機能から必要となる条件

) 選定条件の設定

北勢拠点の役割や求められる機能を踏まえ、候補地の選定について検討を行った。北勢拠点には、全県を統括するメイン拠点として、県外からの応援部隊や物資を受け入れ、後方支援拠点として各拠点や市町をサポートする役割が求められる。

これらの役割を果たすためには、 拠点が安全であること、 拠点での活動を円滑に行うことができること、 行政が保有する既存施設や土地の有効利用、施設整備における負担や整備をスムーズに進めるために、公有地であること、の3つの要件を満たすことが必要と考えられる。

このことから、候補地選定における前提条件を次のように設定した。

「候補地選定における前提条件]

拠点が安全であること 災害危険区域(津波浸水区域、土砂災害危険区域、

液状化危険区域等)に含まれていないこと

活動が円滑に行えること 避難所指定されていないこと

公有地であること

また、県外からの応援部隊や救援物資等の受入、他の広域防災拠点の後方支援、周辺の施設との連携を図ることなどを考慮すると

高速道路など広域的なネットワークからのアクセスが容易であること 拠点施設へのアクセス道路の安全性や速達性が確保されていること 救援物資の受入や荷捌き、保管等を行うために必要となる十分なスペースが確保さ れること

ヘリコプターによる空輸に対して、拠点周辺の安全性が確保されていること 周辺の公的施設等との連携が容易であること

の要件を満足することが必要である。

さらに、北勢地域の特徴として、

北勢地域は、陸路による全国からの応援部隊や救援物資の集結拠点となるため、広域 幹線ネットワークとの連携が不可欠である。現在、東海環状自動車道の整備が進めら れており、将来的には、伊勢湾岸自動車道、東名阪自動車道、東海環状自動車道、新 名神高速道路の 4 ルートでの応援部隊や救援物資の集結を考慮した拠点配置が望ま しい。

北勢地域は四日市コンビナートを抱えており、コンビナート火災発生への迅速な対応が求められる。

についても配慮することが必要と考えられる。

配慮すべき要件などを踏まえ、候補地選定における評価項目及び評価の考え方を次のとおり整理した。

表 5-3 候補地選定における評価項目

評価項目			評価の考え方				
1. 高速道路 へのアク セス性	十分条件	IC からの 距離	・近接する IC から拠点候補地への距離により評価				
		最低道路幅 員の状況	・大型車がすれ違い可能な「5.5m以上」が確保されている				
	必要 条件	高さ制限箇 所の状況	・消防車等の大型車が通行可能な「4.5m以上」の高さが確保 されている				
2.アクセス 道路の状		橋梁耐震改 修状況	・アクセス道路上の橋梁は耐震改修済(改修予定)である				
況		道路幅員の 状況	・道路幅員の確保状況により評価(片側2車線以上、片側1 車線以上、5.5m以上)				
	十分 条件	沿道状況	・住宅地内の狭幅員街路の通過の有無(道路閉塞の危険性)に より評価 住宅地内の片側1車線以上の街路・歩道整備済のある街路 は、課題なしと評価				
	必要 条件	最低面積の 確保	・最低 10,000 ㎡以上確保可能 搬送用ヘリコプターの離着陸に必要な面積:広域搬送拠点 の選定要件より				
	十分条件	敷地規模	・敷地規模・形状に応じて評価				
3.候補地の 状況		拠点活動の 制限	・新規整備等、候補地内の拠点活動に制約がない場合は、優位に評価 ・候補地内の既存施設等により、拠点活動に制約がある場合 は、劣位に評価				
		造成費の 有無	・造成費の必要性の有無により評価				
		避難施設等 の隣接	・避難施設や避難指定場所の隣接の有無により評価 (避難施設に隣接している場合、避難者が流入し混乱する可 能性があるため)				
4. 候補地周	十分	連携可能施 設の有無	・候補地周辺に連携可能な施設がある場合は優位に評価				
辺の状況	条件	高層建築物 等の有無	・ヘリコプターの運用に支障のある高層建築物、高圧線があ る場合は評価しない				
		人口密集等 の状況	・人口密集地又は住宅密集地に含まれていない				

拠点候補地の評価と選定

) 拠点候補地の評価の流れ

前項で設定された、前提条件及び評価項目を用いて、拠点候補地の選定を行った。対象 とする拠点候補地は、

東海・東南海・南海地震災害対策活動計画(平成20年3月、三重県)において広域搬 送拠点、活動拠点、物資拠点 の候補地としてあげられている箇所(54ヵ所)

民有地は除く

上記以外で北勢地域内の市町より提案された箇所(6ヵ所)

北勢地域内で一定の面積確保が可能な県有地(1ヵ所)

を対象として選定を行った。

選定における流れを以下に示す。

図 5-2 北勢拠点候補地選定の流れ 北勢拠点の役割を果たすことが可能と考えられる、既往計画 で位置づけられている拠点候補地、市町提案箇所など 「61 ヵ所」 【前提条件】 全ての条件を満 災害危険区域(津波浸水区域、土砂災害危険区域、 足しない場合は No 液状化危険区域等)に含まれていないこと 対象外とする 避難所指定されていないこと (48 カ所) 公有地であること 13 ヵ所が条件を満足 【評価項目における必要条件】 2.アクセス道路の状況 全ての条件を満 最低道路幅員の状況 足しない場合は 高さ制限箇所の状況 対象外とする **橋梁耐震改修状況** (8ヵ所) 3.候補地の状況 最低面積の確保 5ヵ所が条件を満足

評価項目における十分条件や現地視察での 意見などを踏まえて、最終候補地を選定

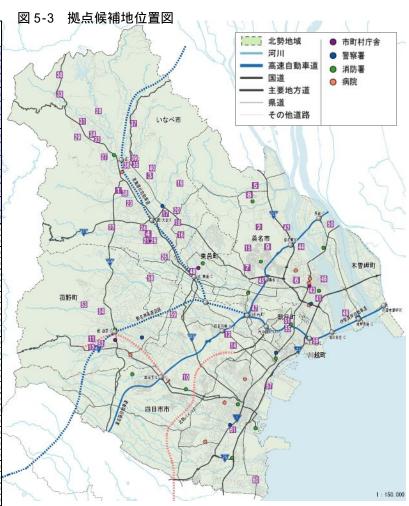
) 前提条件による評価

前提条件で示した 災害危険区域 (津波浸水区域、土砂災害危険区域、液状化危険区域等)に含まれていないこと、 避難所指定されていないこと、 公有地であることにより 候補地 61ヵ所の評価を行った。

その結果、北勢中山グランドなど13ヵ所を候補地として選定した。

表 5-4 拠点候補地一覧

番号	名称	面積 (m²)
1	北勢中山グランド	16,000
2	アイリスパ ークグ ランド	15,780
3	北勢其原グランド	8,000
4	大安西部運動広場	4,000
5	旧多度町商工会館広場	2,239
6	立花公園テニスコート	1,647
7	桑名市提案 (星見ヶ丘)	20,999
8	桑名市提案 (小山)	20,254
9	桑名市提案 (陽だまりの丘)	14,221
10	四日市市提案 (寺方町)	20,000
11	菰野町提案 (千草)	6,298
12	菰野町提案 (菰野)	1,561
13	四日市東区周辺	17,000
	北部墓地公園垂坂サッカー場、ソフトボール場	24,000
15	桑名市総合運動公園	15,000
16	東小学校運動場	4,000
17 18	西小学校運動場 員弁中学校運動場	4,000 12,000
19	員弁市之原野球場	11,000
20	員弁運動公園	32,000
21	大安中学校運動場	37,000
22	石樽小学校運動場	6,000
23	丹生川小学校運動場	5,500
24	三黒小学校運動場	6,000
25	笠間小学校運動場	8,000
26	大安スポーツ公園運動場	12,100
27	東藤原小学校運動場	6,300
28	中里小学校運動場	4,000
	西藤原小学校運動場	1,700
	立田小学校運動場	3,200
31	白瀬小学校運動場	6,600
32	藤原第一野球場	9,600
33	藤原第二野球場 藤原運動場	9,500
35	北勢中学校運動場	28,000 17,000
36	阿下喜小学校運動場	7,000
37	十社小学校運動場	5,000
38	治田小学校運動場	6,000
39	阿下喜ひろば	6,000
40	山郷小学校運動場	2,000
41	桑名市江場テニスコート	5,247
42	桑名市深谷野球場	9,813
43	伝馬公園	2,800
44	桑名市北部野球場	10,875
45	桑名市福祉センター	2,000
46	桑名市九華公園野球場	11,917
47	山村浄水場	17,300
48 49	東員町スポーツ公園陸上競技場 白坊主山公園	30,000
50	日功土山公園 長島運動公園(木曽川右岸)	2,849 76,970
51	朝日小学校グラウンド	15,000
52	大羽根園緑地	86,000
53	三重県民の森	20,600
54	朝明運動公園	53,000
55	三重県立川越高等学校	33,000
56	北勢沿岸流域下水道北部浄化センター	60,000
57	霞ヶ浦緑地	275,000
	北勢中央公園	
58	ルガヤ大ム国	61,000
58 59	保々工業団地中央公園	13,068



)評価項目(必要条件)による選定

前提条件を満たす 13 ヵ所について、評価項目(必要条件)による評価を行った。その結果、必要条件を全て満足する箇所として、5 ヵ所が選定された。

表 5-5 評価項目(必要条件)による候補地の評価一覧

	2.7	アクセス道路のホ	犬況	3.候補地の状況	÷:::/TE
	最低道路 幅員	高さ制限箇 所の状況	橋梁耐震 改修状況	最低面積の 確保	評価 結果
1.北勢中山グランド	×		×		×
2.アイリスパ゚ークグランド					
3.北勢其原グランド	×			×	×
4.大安西部運動広場	×		×	×	×
5.旧多度町商工会館広場				×	×
6.立花公園テニスコート				×	×
7.桑名市 (星見ヶ丘)	×				×
8.桑名市 (多度町)					
9.桑名市 (陽だまりの丘)					
10.四日市市 (寺方町)					
11.菰野町 (千草)	×			×	×
12.菰野町 (菰野)				×	×
13.四日市東IC周辺					



)候補地の選定

表 5-6 拠点候補地の評価一覧

1K 0	0 ,/~	.////	(1113-13	のプロナー川川		Jスパーク	桑名	市多度	桑名市陽	だまりの丘	四日市	市寺方町	四日市	東IC周辺
				15,780		20,254		14,221		20,000		17,000		
ŀ	IC	ICからの距離(km)			5.6		7.2		5.3		2.9		0.0	
Ī	法的制約等			・都市公園法による規制 ・現状のグランド等の利用を 継続することが必要		・都市計画法(地区計画) による規制		・都市計画法(地区計画) による規制		・農地法による規制		・道路法による規制		
-	ヘリコプター運用上の 制約等				・離着陸には問題ないが、 グランドはスプリンク ラーがあるため着陸不可 ・大型車に対応した出入 り口が必要		・運用上問題なし ・住宅地に隣接している ため騒音に対する地元 への事前周知が必要		・候補地上空を高圧線が 横切っているため運用 は困難		・運用上問題なし (但し北側部分のみ、南側は運用困難) ・将来的に周囲の伐採協力が必要		・運用上問題なし ・造成時に建物が突出し ないよう配慮が必要 ・県道からの進入路の大 型車への対応が必要	
基本諸元等	その他配慮事項等				・ICからのアクセス道路 が住宅地内を通過する ため、安全への配慮が 必要		・ICからのアクセス道路 が住宅地内を通過すること、また今後周田に 住宅が立地することが ら安全への配慮が必要		・ICからのアクセス道道路 が住宅地内を通過周面に こと、また今後周周に 住宅が立地することか ら安全への配慮が必要		民地であるため、今後 の土地取得が必要		現況山林であり、他の 候補地に比べて造成費な どが必要。 県道部が都市計画道路 であるため、計画変更等 手続きが必要 1C料金所への進入路の 確保が必要	
		アクセス道路 の状況		道路幅員	国道部:片側 その他:5.5	側2車線確保 m以上確保	国道部:片側 その他:5.5		国道部:片側 その他:5.5		国道部:片側 その他:5.5		-	
				沿道状況	・住宅団地内を通過		・住宅団地内を通過		・住宅団地内を通過		-		-	
		候補地の 安全性 等の状 避難施		人口密集 等の状況	該当なし		・周辺に住宅地団地あり		・周辺に住宅団地あり		該当なし		該当なし	
				避難施設 等の隣接	・近隣に避難施設あり		該当なし		該当なし		近隣に避難施設あり		該当なし	
		造成の必要性		要性	必要なし		整地などが必要		整地などが必要		整地などが必要		大規模な造成が必要	
	情報通信・ 連絡調整・ 決定機能	・ (候補地への建物建設の		×										
	空輸機能	候補地での機能確保						×						
		施進	機能 分担	3km未満 5km未満	1		5		2		1 2		1	
		施設数 施設数 能	機能補完	3km未満	2 5		2		1 5		4 3		1 3	
-	備蓄物資 保管機能	能 補元 5km未満 候補地での機能確保		×		2		5		3		3		
		施連	機能	3km未満										
		施設数 連携可能	分担 機能	5km未満 3km未満	1			×	1		1		4	
候		数能	補完	5km未満							3			
補地	物資集配機能	候補地での機能確保												
の 機		施設数 施設数	機能 分担	3km未満 5km未満	3		1 2		4		2 4		2	
能別			機能	3km未満							1			
の評		補完 5km未満 候補地での機能確保			×									
価	物資一時保管機能	→ 機能 3km未満			×									
覧		施設数 運携可能	分担	5km未満										
			機能	3km未満	1			×	1		1		4	
ŀ		補完 5km未満 候補地での機能確保								3				
	応援要員 受入機能	(全部隊の受入可否)		_						. 1		. 1		
		連 施設数 数能	機能 分担	3km未満 5km未満	2		1		2		1		1	
			機能	3km未満	3		2		3		2		4	
ļ		THE SKIIN N		2		2		2		5		2		
		候補地での機能確保			×									
	燃料保管 機能	施設物連携可	機能 分担	3km未満	1		1		1		1			
		設携		5km未満					<u> </u>		2		10	
		数能	機能	3km未満	3		4		6		18		10	

候補地での機能確保の評価について

- :拠点候補地において当該機能に必要な施設や規模を確保することが可能。
- : 拠点候補地において当該機能に必要な施設や規模のすべてを確保することができないもの、または必要な施設や規模を確保できても運用上問題が生じる可能性があるもの。
- \mathbf{x} :拠点候補地において当該機能に必要な施設や規模を確保することができないもの。

連携可能施設の評価について

:機能分担可能な連携施設あり、 :機能補完可能な連携施設のみあり、×:機能分担、または機能補完可能な施設なし機能分担:拠点に必要な規模が確保され、機能代替することが可能な施設(場所)。

機能補完:拠点に必要な規模は確保できていないが、拠点を補完する役割が期待される施設(場所)

表 5-7 候補地現地視察での意見

		候補地の状況について	位置・アクセス等について					
桑名市	①アイリスパーク	×:既存施設の利用形態(新たな施設立地は困難) より拠点としての利用は不向き ×:グランドへのヘリの離発着はできない	×:高速ICからの距離があることからアクセス性や速 達性にかける ×:アクセス道路が住宅地内を通過するため沿道環境 の安全性確保が問題					
	②多度	〇:多度支所等周辺施設との連携が可能 ×:住宅地が隣接しているためへりの運用や大型車両 等の出入など安全面や環境面が問題						
	③陽だまりの丘	※視察対象外						
四日市市	④寺方	○:消防署(燃料保管)など周辺施設との連携が可能。△:隣接する介護施設についてボランティア等の宿泊など連携施設として利用が考えられる反面、避難所として利用され、拠点運用に支障が出ることも懸念される。	〇:高速ICに近接しており、北勢拠点の役割(物資や応援の受入)への対応に適している。 〇:候補地へのアクセス道路の北側延伸により、四日市東IC周辺施設との連携も容易になる。					
	⑤四日市東IC周辺	○:四日市大学などの周辺施設との連携が可能。 ○:物流団地などとも協定により連携が図られれば、物資集配等の機能を補完可能である。 ○:周辺に住宅等がなく環境面で拠点に適している △:ICに隣接しているため車両等の集結に伴う滞留が 懸念される。 ×:造成費用がかかるとともに、造成後の形状が悪い :高速道路に隣接しているため、へりの離発着に伴 うわき見運転などによる交通事故が懸念される。	 ○:高速ICに隣接し、四日市JCTに近接していることから、部隊等の集結が容易であり、北勢拠点の役割(物資や応援の受入)への対応に適している ○:高速からのアクセスの他、四日市港へ直線道路でアクセス可能なことも評価される。 ○:将来的には北勢パイパスの整備により、中央分署などとの連携も容易になる。 					

[※]③桑名市陽だまりの丘については、拠点へのアクセス路が生活道路であり、北勢拠点に求められる役割(県外からの物資受け入れや応援部隊の集結など)を果たす上で、安全性の面で問題が大きいと考えられることから、候補地検討WGでの検討を踏まえて、視察対象より除外。

評価項目(必要条件)を満足する5ヶ所の候補地について、北勢拠点として求められる機能や連携施設の評価、また、検討委員会委員による現地視察での意見などを踏まえ、第3回広域防災拠点等構想検討委員会において、四日市市寺方及び四日市東IC周辺の2ヵ所が拠点候補地として選定された。

しかし、これら2ヵ所の候補地については、それぞれに調整すべき事項があるため、最終的な候補地の決定については、県と四日市市との協議に委ねられることとなった。

第6章 今後の検討事項

本章においては、今後、この基本構想〔改訂版〕の基本方針に則り、三重県の広域防災拠点がより効果的に機能を発揮していくために必要となる課題について整理した。

イ)拠点運用に関わる管理や運営体制の構築

広域防災拠点施設は、平常時には教育や訓練等での利用を除き、常時使用される施設ではないが、災害時には迅速に施設機能を立ち上げ、運用していくことが求められる。

このため、平常時における活用方法や管理方法などの内容や、災害時における施設運用の信頼性を確保するための施設や設備の更新など維持管理(補修)項目やその更新期間を定めた維持管理計画を作成し、それに応じて適切な施設の維持管理運営を行うことが必要である

また、災害時に円滑な施設運用を行うために、各広域防災拠点の役割を踏まえて、行政職員の役割、応援部隊の役割、ボランティアの役割などを明確にするとともに、物資の輸送方法や手段、必要となる車両等の手配なども考慮した運営計画を作成することが必要である。

口)周辺施設との連携に関する課題

これからの広域防災拠点は広域防災拠点施設だけでなく、周辺の施設との連携により広域防災拠点を形成していくことが求められる。このため、周辺の連携可能な施設について、その規模や機能などの諸元を確認した上で、災害時における利用方法や協力体制などを、施設管理者と調整を行いながら、適宜連携協定等の締結を進めていく必要がある。

八)燃料確保に関する課題

災害時における救援・復旧活動や、県外からの広域応援部隊の活動を支援し、円滑に活動を進めるためには、燃料の確保が必要不可欠である。燃料については、平時の管理方法などクリアすべき問題が多いことから、各広域防災拠点周辺の公的施設や民間施設との連携により確保することを基本とするが、今後、広域防災拠点への一定量の燃料備蓄についても検討する必要がある。

二) 備蓄資機材に関する課題

地域の特性を踏まえつつ、既存施設を最大限に生かし、各広域防災拠点の役割を発揮するために、現在見直し中の被害想定調査結果が出た後には、その結果に従い広域防災拠点毎に必要となる資機材について見直しを行い、整備を進めていく必要がある。

ホ)大規模災害時の受入計画の作成

東日本大震災のような大規模災害の発生時には、自衛隊災害派遣部隊や広域緊急援助隊、 緊急消防援助隊をはじめ、国内外を問わず、広域的な地域からの応援部隊やボランティア などを受け入れることとなる。このため、こういった応援部隊の受入れや被災地での活動 などを円滑に進めるために、今後策定される南海トラフ巨大地震の応急対策活動計画等と の整合を図りながら、国や自治体、関係機関等との連携を含めた、受入体制(計画)を構 築しておく必要がある。

へ) 多様な被災形態に応じたオペレーションの確立

様々な災害の発生に応じたシミュレーションを行うことで、新たな広域防災拠点の役割や必要となる資機材、管理・運営体制など、検証を行っていくことが必要である。

全県被災時における物資の陸上輸送におけるシミュレーション例

県外からの救援物資の受入を行うととともに、被災地域内の各市町の防災拠点に輸送し支援を行うことは、広域防災拠点における主要な役割と位置づけられる。

しかしながら、既存の拠点施設規模では、救援物資の荷捌きなどの集配を行うことは 可能であるが、余剰物資等を一時保管するための倉庫などの施設は不足している状況に ある。

一方、これらの救援物資を受入窓口となる北勢拠点において全て受け持つことは困難であり、拠点相互で連携し、機能分担を図ることが必要である。

救援物資は主に東日本方面からの流入が想定されることから、北勢拠点で受入を行いながら、伊賀拠点や伊勢志摩拠点への分配量を調整し、機能分担を図りながら、適切な物資受入を行っていくことが求められる。

さらに、道路啓開と同様に航路啓開も復旧活動に応じて進んでくると考えられる。このため、航路啓開の進捗に応じて、利用可能となった港湾施設による海上輸送も想定しながら物資の受入や輸送について検討することが必要である。

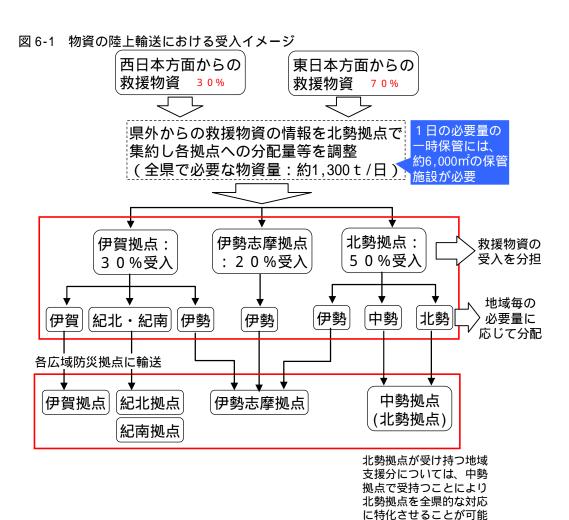


図 6-2 物資の陸上輸送の流れ 他県からの救援物資 全県必要量の 50%を受入 滋賀県 四日市湾管理組合 中勢拠点 全県必要量の <mark>伊賀拠点</mark> 陸送 30%を受入 (SCU) 三重大学病院 伊勢湾 伊勢湾ヘリポート 他県からの 津松湾港(大口) 救援物資 伊勢志摩拠点 伊勢志摩拠点 県外からの救援物 資のうち、備蓄倉 空輸 庫で保管可能な 空輸 20%を直接受入 熊野灘 県庁舎 県出先庁舎 広域防災拠点 広域搬送拠点 臨時医療施設(SCU) : 災害拠点病院 耐震性能を(耐震強化岸壁) を有する湾岸施設 自衛隊 私鉄 高速道路 ▶: 県外からの物資の流れ 国道 : 地方主要道 ▶: 拠点間の物資の流れ 県道

むすび

私たちは、東日本大震災の教訓を三重県の防災行政のために活かすことが、東北で犠牲になられた多くの方々に酬いることになると確信して、この基本構想〔改訂版〕の検討を進めてきた。そのため、東日本大震災という厳しい現実を常に脳裏に浮かべながら、可能な限り具体的なイメージを持って検討を進めてきところである。

災害発生直後から求められる様々なニーズに対応するためには、広域防災拠点施設だけでは不可能であり、広域防災拠点施設を中心に、各地域にある施設との連携が重要である、との論も、そうしたイメージの中から生まれている。こうした周辺施設との連携については、あらかじめ協定を締結することによって、いざ災害発生という際に迅速に対応できることから、協定締結に向けた作業を順次進めていきたいと思う。

また、災害発生時に求められる機能は地域によって異なり、災害発生後の経過時間によっても異なることから、その結果、広域防災拠点が担うべき役割も、地域や時間の経過によって異なることとなる。そうした観点から、今回、各地域や経過時間ごとに求められるニーズと、各広域防災拠点の強みと弱みを整理することによって、各広域防災拠点の役割を明確化した。このこともやはり、具体的なイメージ無しでは論じることができないものであった。

この基本構想〔改訂版〕においては、このように、可能な限り具体的に検討を進め、課題の整理に努めてきたつもりだが、第6章に記述したとおり、まだまだ残された課題も多い。何より、北勢拠点の整備もこれからである。それについては、今後公表される予定の、南海トラフを震源とする巨大地震に関する被害想定の内容も踏まえながら検討していく必要がある。できるだけ早く、かつ、できるだけ慎重に検討を進めていきたい。

もちろん、その他の課題についても、私たちは、引き続き検討を続け、災害対応体制の充 実を図りたいと考える。かけがえのない命と私たちの愛すべき三重の地を守るために。